

# イギリスの水道民営化と M&A

—— サッチャー政権危機の一側面 ——

山本哲三

1. サッチャー政権の危機
2. サッチャーの民営化路線
3. 水道事業の民営化
4. EC委, サッチャーを告発する
5. 民営化とM&A
6. 水道株の売却とフランス企業の動き
7. おわりに

## 1. サッチャー政権の危機

サッチャー政権が揺れている。本年5月3日の統一地方選挙では、サッチャー不利の予想にたがわず、保守党は獲得議席で労働党に271議席も引き離された。<sup>(1)</sup> 直接的な敗因は、いわゆるコミュニティ・チャージ（人頭税、通称ポールタックス）の導入にあったとみてよい。これは、86年以降の法人税、所得税、相続税等の一連の税制改革<sup>(2)</sup>の一環をなすもので、87年の総選挙における保守党の地方税改革に関する選挙公約（清掃、消防等の自治体行政サービスに必要な費用は住民が均等に負担すべきだとする）を実現したものであった。法律的には、すでに88年に地方財政法が成立しており、それが2年の準備期間をへて、本年4月1日から実施された（スコットランドでは1年前から）ものだが、もともと国会審議の段階からこの地方税改革は評判がよくなかった。長期にわた

り地方税は資産家がレートで支払うという伝統があり、国民の間に新税に対する拒否反応がつかったというだけではない。国民は、人頭税の導入を企業、高額所得者への減税のつけを自分たちに回すものとうけとめ、それに「ノー」と答えたとみてよい。

今年に入ってから、人頭税反対運動は大きな盛り上がりを見せた。自治体によって課税額が異なることが明確になると、新税反対のデモはロンドンを中心に全国に吹き荒れ、大量の逮捕者をだすに至る。また、スコットランドでは約50万人のチャージ未払い者がでることが報じられた。反対運動の盛り上がりに伴いサッチャー政権の支持率は急激に低下し、四選どころか保守党内でのリーダーの交代が公然と語られるようになった。4月に入ると、チャージを高額に設定した自治体と、それを抑制しようとしていた政府の対立は、訴訟問題にまで発展する。その過程で、保守党、政府の内部でも、この問題については、必ずしも足並みが揃ってはいないことが明らかになってくる。労働党は、5月の地方選を政権奪取への重要なステップとみなし、この選挙を新税への国民投票と位置づけ、対抗案（所得による比例配分方式を導入したルーフタックス）を提示して選挙に臨んだ。選挙日が迫ると、さしものサッチャーも、不人気な新税をそのままにしては選挙戦は戦えないと新税の見直しを指示したが、<sup>9)</sup> 時すでに遅く、今回の惨敗になったわけである。

だが、サッチャーの敗因は、この新税導入の問題にとどまるものではない。すでに、MORI 世論調査によれば、89年第一・4半期には保守党と労働党の支持率は逆転しており、<sup>14)</sup> 89年末の数字（保守党40%、労働党48%、連合10%）は、労働党が総選挙に勝利した1974年の数字（保守党37%、労働党40%、自由連合19%）にきわめて近いものであった。したがって、今年に入ってからの人頭税騒ぎは、国民のサッチャー離れを加速させたというにすぎない。それでは一体、保守不人気の原因はどこにあったのか。複合的な要因があるため一概には論じられないが、同じ MORI 調査で、国民が深刻に受け止めている問題群を見る

ことによって、ある程度それをつかむことができる。一つは、国民医療制度(The National Health Service)の問題である(89年末で約25%)。昨年、政府は健保財政を再建するため医療・保険サービスを見直すという名目で国民医療制度の「改正」案を提示した。だが、その内容は、優秀な病院、医師も利益率が同じという「不公平」を是正するため、保険・医療制度に利益原理、競争原理を導入しようとするものであった。それにたいし国民は、患者が治療拒否をうけないか、患者に病院選択権がなくなるか、地域医療サービスは制度的、財政的に確保されるか、老人、不具者へのケアは保証されるか等の問題で不安を感じ、政府案に強い批判を浴びせた。また、それは病院、医師、看護婦からも猛反発を受けていた。それだけではない。教育改革の問題もある。サッチャーの教育改革(実学重視、統一カリキュラムの採用、初等・中等教育制度の手直し等)には、教育界から批判が続出し、国民も戸惑いを覚えるばかりで、評判はよくなかった。サッチャーが進めてきた「小さな政府」の実現は、上から強引に福祉・教育を合理化・再編するものであったが、それはここ数年多くの国民の許容限度をはるかに越えるものになっていたのである。もう一つは、環境保護の問題である(89年末で約20%)。これは、諸種の公害や大気、水等の自然環境汚染に関わる問題だが、ECの環境保護に関する指令に消極的であるという点では、政府が取っているEC統合へのスタンス(一面的、経済主義的な対応)にたいする国民の不満の表明と読めなくもない。

しかし、何といたっても国民のサッチャー離れの根本的な要因は経済の不振にある。多くの国民が、失業と雇用不安を(89年末で30%台)、またインフレ、物価問題(89年末で約20%)を深刻な問題と受け止めており、政府の経済運営に強い不満を抱いていたのである。この経済問題こそ、昨年のヨーロッパ議会選挙以降続く保守党敗北の底流をなすものである。ここ数年のイギリス経済の減速とスタグフレーションの再燃は、国民のサッチャー人気を冷ましたといってよい。サッチャー人気の秘密は、80年代の経済再建すなわちインフレの抑制

と高度成長の実現<sup>5)</sup>にあった。彼女なら、「英国病の克服」という当初の公約を果たしてくれると思われたのである。そして、その経済運営の要をなした政策こそ、レガノミックスと歩調を合わせて進めた、自由市場原理の回復・活性化であり、具体的にはいわゆる民営化路線であった。80年代半ばまでには経済は順調に回復し、86年10月にはビック・パンにより金融市場の開放、自由化を進め、イギリスこそ世界経済の三極構造（日、米、欧）におけるヨーロッパの経済金融センターであることを内外に示した。そして、この実績を背景に3選を果たし、上述した第3期の課題に取り組んだのである。だが、第3期サッチャー政権は思わぬ突風にその出鼻をくじかれることになる。87年10月にウォール・ストリートをクラッシュ（大暴落）が襲うが、このいわゆるブラック・マンデーの大波がロンドン・シティを呑込み、金融市場は混乱し、市況は低迷することになる。それは、経済界にEC統合への期待熱気が渦巻いていたこともあって、直ちに国内産業を直撃し景気後退を招くというには至らなかったが、以後経済は変調を来し、88年半ばを過ぎると物価、雇用、国際収支等の経済ファンダメンタルズは急速に悪化することになる。そして、89年に入ると、インフレとポンド軟化の悪循環がはじまり、従来の経済政策ではもはやこの景気後退を克服するのは無理なことが誰の眼にも明かになってくる。だが、サッチャーは、経済の潮流の変化に気づきながらも、そのまま既定の民営化路線を推進したのである。

サッチャーは、第3期政権（87年—92年）の最優先課題として、1)教育改革、2)都市の荒廃阻止とコミュニティの充実、3)地方税制改革、4)犯罪防止と治安強化、5)水道、電力の二つの大型民営化計画を挙げていたが、昨年、国民の反対を押し切って水道会社を民営化した。7月に議会で民営化法案を成立させ（賛成307票、反対199票）、12月にその株式売却を実施したのである。この強行が、人頭税と並び、国民のサッチャー離れを決定づけるもう一つの要因であった。この問題は、たんに経済問題というより、環境問題、EC問題が絡ん

だ複合的な問題であって、見方によっては、人頭税以上にサッチャー政権にダメージを与え、その足をすくいかねない性質を有していたのである。

注(1) 政党別議席獲得状況

政党名	獲得議席数	落選議席数	差引
保守党	165	356	-191
労働党	436	136	+300
自由・民主連合	144	192	- 48
その他	56	117	- 61

200地方議会の結果。The Times, 1990. 5. 5.

- (2) これにより、法人税は52%から35%に軽減され、所得税は最高税率が40%に引き下げられると同時に累進ランクが7ランクから2ランクへと簡素化され、相続税は課税下限額が11万ポンドに引き上げられ、累進制が廃止された。
- (3) 法改正を伴う全面的なものになるか、低所得者用のリベート＝割戻し制度を優遇する程度で終わるのか、はいまだ不明。
- (4) The Times, 1990, 1. 15. and 1990. 2. 26.
- (5) 高畑昭男「サッチャー革命」(1989年)参照。87年には、物価上昇率は3.7%まで下がり、成長率は4.25%で OECD のトップレベルに達した。

## 2. サッチャーの民営化路線

サッチャー政権はそもそもポピュラー・キャピタリズム（大衆資本主義）の推進とその成功により、国民の支持を確保してきた政権である。その柱となっていたのが、持ち家政策と民営化（Denationalisation or Privatization）政策による大衆株主運動であった。それによって創出された大量の新中間層が、政権を支える有力な基盤になっていたのである。実際、一連の民営化政策によって79年には約300万人であった個人株主が87年には約900万人に達し、T. U. C（労働組合会議）の労組メンバーを上回るようになった。国民に所有者意識をもたせ、総中流化＝「階級なき英国」の実現をはかり、もって労組・社会主義を英国から放逐するというのがサッチャーの基本戦略であったが、<sup>(1)</sup> この時点

ではそれはほぼ成功したと見てよかった。サッチャーは、国民に向かってしきりに成り上がり精神（「成功者は報われるべきである」）を鼓舞し、また「結果としての平等」は経済の沈滞、非効率を招くとし、それにたいし「出発点での平等」を強調したが、それは急増した中産階級の支持をうけたといつてよい。

民営化の効果としては、1)政府の性格に及ぼす効果（「小さな政府」）、2)経済の効率的運営に及ぼす効果、3)財政赤字、赤字国債の解消に及ぼす効果、4)補助金の削減、縮小に及ぼす効果、5)規制緩和（デレギュレーション）に及ぼす効果、6)外国資本をひきつける効果、7)国内資本市場に及ぼす効果、8)労働者の経営参加に及ぼす効果、9)社会的、政治的展望にもたらす効果等、があるといわれている。<sup>2)</sup>しかし、実際そのような多面的な効果があるのかどうか、疑問である。2)、6)、7)、に関わる経済的效果については、これを「実証」している経済学者もいるが、限定されたシチュエーションのなかで、しかも特定の条件下で、立証されているにすぎず、上の効果理論が普遍的な妥当性を有するとは思えない。<sup>3)</sup>そもそも、私企業としては経営が行き詰まり、倒産か、その寸前まで追い詰められたがために、国営化された企業も少なからずあったのであり、私経営のほうが効率的とは簡単にいえないはずである。

民営化政策に関しては、したがってまた、当然のことながら、労働党はいうに及ばず公営企業の経営者、行政担当者、環境保護団体、学者から保守党ウェット派まで含めて、具体的な批判が続出した。以下、民営化批判を列記すると、1)公共の財産を、その資産価値から見て余りに廉価で売却しすぎるといもの（ブリティッシュ・ガスの場合、160億ポンドの資産がわずかに60億ポンドで売却されたといわれている）。2)民営化は、公共財産を横領し、その株式売却益を税の負担軽減に回し国民の関心を買うという、手の込んだ選挙買収にすぎないといもの（Political Utility function, 労働党の主張）。3)民営化に際し、多くの違法行為、不正が営まれているといもの（86年には、民営化が予定されていたトラスティ貯蓄銀行の株が預金者に買い占められ、政府が売却できな

いという事態が出来た)。4)外国企業の民営化事業への参入をもたらし(ブリティッシュ・レイランド、ジャガー等へのアメリカ自動車会社の参加・支配)、イギリスにとって重要な基幹産業や戦略産業の発展を阻害するというもの。5)民営化は、サービスの質、安全性、供給の継続性に脅威をもたらし、その弊害はとくに地方行政サービスにおいて顕著であるというもの(ブリティッシュ・テレコム)の民営化に際しては、7万7千台の電話ボックスが、とくに田舎で除去されるのではないかと騒がれた。また、ブリティッシュ・ガスの場合には、安全基準が大争点にされた)。6)「PRI-X」公式は実現性に乏しく、民営化によりかえって消費者物価が上がるのではないかというもの(とくに、ガス、水道等の公共料金の側上げが懸念された)。7)雇用や賃金に悪影響をもたらすというもの(T.U.C や労働党は、一貫してこの点を強調してきた)。8)民営化によって形成される国民の投資パターンは、経営資源の先物買により必要部門への投資を阻害するので、企業はR&D等の投資水準を確保できなくなるというもの(ブリティッシュ・レイランドの民営化が「短見で浅薄」と保守党議員にさえ批判されたのも、この点が懸念されたからである)<sup>4)</sup>等が、その代表的なものである。

サッチャーにとっても、このような批判、反対を押し切って民営化を推進するのはそうたやすいことではなかった。それでは一体、なぜ彼女はかくも強硬に民営化を実施したのか。その背景には、たんに大衆資本主義の推進という政治戦略だけではなく、国営企業を国際化した資本市場の監視下におき、経済効率を高め、英国産業の国際競争力を強化する以外に英国病を克服する道はないというサッチャー一流の読みがあったことはいうまでもない。すでに、70年代には、国営企業は、投資収益率が低く(民間企業の約3分の1)、製品価格の平均値上げ率が異常に高い(51—64年で民間の18%にたいし95%)と批判されていた。したがって、サッチャーが英国病の起死回生策を民営化に見だし、それを基本的な経済政策として位置づけ推進したのは、ある意味では卓見であ

った。実際、80年代の、独占及び合併委員会 (M. M. C) の調査<sup>5)</sup> や政府の統計資料<sup>6)</sup> も、国営企業がその収益性、労働生産性および経営構造、パフォーマンスにおいて民間企業にかなり劣っていることを、具体的な数字で明かにしていた。しかし、民営化路線を決定づけたものは、これにとどまらない。そこにはシティの戦略が働いていた。すなわち、80年代に入ると、企業のクイティファイナンスの急速な発展に伴い金融のグローバル化が進展するが、国際金融の発展のなかでシティが、ニューヨーク、東京に互し、国際金融センターとしての自己の地位を維持するためには何らかの方策を講じなければならなかった。そのために要請された政策こそビッグバンすなわち資本市場の開放・自由化であり、民営化であった。サッチャーの民営化路線は、ブリティッシュ・テレコム<sup>7)</sup>の民営化で一部の経済新聞が喝破したように、シティからの強い要請と支持のもとで進められたと見なければならぬ。いわば民営化は両者の共同政策といってよく、それゆえまた、当然のことながら、消費者や大衆株主というより、シティこそその最大の受益者だったのである。

サッチャーが、この11年間に、公募及び公開買付けで株を売却して民営化した主な企業を、年次順に表示すると以下の通りである。

民営化のプロセスを見ると、サッチャー政権の第一期、第二期には、すでに競争市場で活動しており、ほとんど事前準備の必要のない企業が、また競争力の強化が期待される独占大企業が、未分割のまま民営化されてきたといえる。これにたいし、第三期においては、国民生活に及ぼす影響という観点で見ると、かなり公共性・公益性の高い事業が民営化の対象になっていることがわかる。この民営化によりシティは活況を取り戻し、産業界もその刺激を受けて業界再編を強いられ、徐々に競争力を身につけていく。国営企業の国民経済に占める比率は、国内総生産 (GDP)、総投資額、従業員数においてほぼ半減し、<sup>8)</sup>労働生産性、GDP 等で経済パフォーマンスは好転することになる。英国病は、ビッグ・バンが実施された時点では、克服されたかに見えた。民営化

	民営化時期	企業名称	業種	売却益 (m. p)
1	1979. 11	British Petroleum, 1	石油	290
2	1979. 12	I. C. L	電子機器	37
3	1981. 2	British Aerospace	航空機	149
4	1981. 11	Cable & Wireless	電気通信	224
5	1982. 2	Amersham Inter.	医療機器	63
6	1982. 11	Britoil	石油開発	548
7	1982. 11	British Rail Hotel s	ホテル	40
8	1983. 2	Associated B. Ports	港湾管理	22
9	1983. 2	British Sugar	製糖	—
10	1983. 9	British Petroleum, 2	石油	565
11	1983. 12	Cable & Wireless, 2	電気通信	275
12	1984. 4	Associated British Ports, 2	港湾管理	52
13	1984. 7	Enterprise Oil	石油	393
14	1984. 8	Jaguar	自動車	294
15	1984. 11	British Leyland	自動車	—
16	1984. 12	British Telecom	電信電話	3,916
17	1985. 5	British Aerospace, 2	航空機	550
18	1985. 8	Britoil, 2	石油開発	450
19	1086. 10	T. S. B	貯蓄銀行	1,360
20	1986. 12	British Gas	ガス供給	5,603
21	1987. 2	British Airways	航空輸送	900
22	1987. 5	Rolls-Royce	エンジン	1,360
23	1987. 7	British Airports	空港管理	919
24	1987. 10	British Petroleum, 3	石油	7,500
25	1988. 11	British Steel	鉄鋼	2,500
26	1989. 12	Water Companies	上下水道	5,300

\*なお、90年以後民営化を予定されているのは、電力公社 (CEGB)、石炭公社 (NCB)、国鉄 (BR) である。(8)

による政府収入は250億ポンド(89年度末)に及ぶといわれているが、これが法人税、所得税の減税を担保し、民間設備投資と個人消費の拡大を助長し、高成長を側面から支えたことはまちがいない。

だが、民営化が経済的効果を発揮したのは87年までである。その年の10月には、いわゆるブラックマンデーの大波が世界の金融市場を襲い、国際証券市場

は混乱、低迷した。それは、英国産業を直撃するものではなかったが、シティを不安に陥れ、BPの株式売却に影響を与えた。それは、国民大衆にあらためて、株式投資の危険性を思い知らしめることになった。これは、サッチャーの民営化路線への最初の危険信号であった。

88年前半には、ポンドはまだ強含みの相場展開をみせていた。高金利と経済パフォーマンスの改善が海外で高く評価されていたからである。政策当局は、ポンドをマルクにはりつかせるいわゆるシャドーイングを操作していた。しかし、ポンド高は輸出産業の収益を圧迫し、経済に過度の引締め効果を与えると判断し、金融を三度にわたり緩和し、金利を9%台（短期）、7%台（長期）へと引き下げた。この措置により、第二・四半期には、住宅投資が活発化（モーゲージ金利の低下）し、個人消費の拡大（所得減税）、民間設備投資の拡大（法人減税）もあって、好況が持続した。だが、88年後半に入ると、インフレが加速し、国際収支も悪化していく。これを見て、イングランド銀行はインフレを抑制すべく、再び高金利政策へと転換する。だが、この政策転換により、景気は急速に冷えたが、インフレは鎮静しなかった。賃金上昇テンポは減速せず、貿易収支の大幅赤字の継続からポンド相場も軟化状態を抜け切れなかった。89年に入ると、高金利政策の効果やソ連・東欧情勢の変化もあってポンドの対ドル為替相場は好転をみるが、景気のほうはあまり回復せず、スタグフレーションの様相をふかめていく。10月には、小売物価指数は、対前年比7.3%を記録し、イタリアと並ぶ高インフレ国に転落した。そこで、政策当局は、インフレ抑制を最優先に、西独の公定歩合の引き上げと連動させて、基準貸出金利を再び引き上げ、その水準は15%にまで達した。そして、今年に入っても、金利は高原状態にはりついたままであり、2月には住宅ローンの貸出金利はついに15.4%にまで上昇をみた。<sup>44</sup> それにもかかわらず、インフレはいまだ治まっていない。人頭税が小売物価指数（RPI）にはねかえるのは確実視されており、例えばその水準を0.5%とすると（地方自治体の課税希望額・一人当たり年平均

340ポンドで試算、なお政府は278ポンドまで削減するよう指導)、インフレ率は7.7%になり、政府自身そのことを強く懸念しなければならない破目に陥っているのである。<sup>42</sup>年初から鉄道運賃、電気・水道等の公共料金をはじめ、おおくの生活必需品の値上げが発表されており、いずれも市民生活を直撃している。また、賃金動向もなかなか改善されそうにない。英国産業連盟(CBI)は89年第四・4半期から製造業における賃金上昇率がスローダウンしていると発表したが、それとて0.1%ダウンして8.1%になったというにすぎない。<sup>43</sup>自動車業界のように10%台を出しているところもあり、このまま鎮静化の方向に向かうのかどうかははっきりしない。失業率は反転・上昇しつつあるが、求人倍率も高水準にあり、ユニット・レイバー・コストをそう簡単に抑えられないというのが実状であろう。要するに、インフレと高金利政策とのいたちごっこが続いており、英国経済は現在ポンド高不況に悩まされているのである。

サッチャーは現在、インフレ退治を最優先課題にあげ、物価の鎮静に躍起となっているが、これ以上の高金利政策の継続は景気のオーバーキルを招きかねないという保守党内からの批判に、立ち往生の状態にある。<sup>44</sup>

ただ株式市況は、クラッシュの半年後には以前の水準を回復し、その後伸び悩みを示すものの強含みで推移した。この期には、EC市場統合を控え企業のリストラクチャリング、業界再編が盛んになるが、それに伴い急増したM&A<sup>45</sup>が、市況を支え、バブル経済を維持したからである。サッチャーは、このため87年末からの実体経済の変調を見逃し、従来の民営化路線を突っ走ってしまったわけである。

しかし、高金利政策により、所有者意識を鼓舞した大衆資本主義路線の継続は不可能になりつつあった。それは、持ち家政策に乗って住宅を取得した住宅ローンの借手に打撃を与えつつあった。彼らの不満は、この間の選挙結果に反映されているとみてよい。

第三期の民営化は、上に見たような経済背景で実施された、サッチャーにとってはきわめて危うい性格のものであつたが、水道事業の民営化が有する問題はこれにとどまらない。それ自体が、従来の民営化とは異なる多くの問題をはらんでいたのである。まず第一に、水道事業はきわめて高い公共性、公益性を有しているということである。それゆえ、どの先進国をとってみてもこれを全面的に民営化している国などない。<sup>49</sup> 自然的社会秩序を重んじ、レッセ・フェールを唱えたアダム・スミスさえ、なお国家に残る役割として、国防、司法と並べ、公益事業を挙げていた。サッチャーはかつてサッチャリズムの本質を問われ、手本はスミスにあると答えたが、水道民営化は師の教えから逸脱するものといってよい。水の供給や下水・排水の処理は、いわゆる生態系に関わるばかりか、代替不可能な生活基礎資源を供給するといういわばナショナル・ミニマムに関わる事業なのであって、公共の利益を考慮すれば自然独占 (Natural Monopoly) が望ましい。たとえその事業運営が結果的には財政負担を生むことになるろうと、それは政府 (地方自治体を含む) が生存権の確保のために負わなければならない宿命的な経済負担である。民営化は、国家の公共政策への責任を曖昧にし、国民すべてに安価で安全な水を供給するという公平原則を阻害しかねない。

第二に、水道民営化は、環境問題や料金問題に関し国民の間に不安の種を蒔いたばかりか、EC委員会との衝突をもひきおこしたことである。EC委員会は、新しい水法が議会で審議されている段階から、民営化は政府の責任放棄であるとイギリス政府に警告を発していた。そして、89年7月に、女王により新水法が裁可されるとイギリスの飲料水安全基準がEC統一基準に達していないという理由で、9月には、イギリス政府の措置を欧州司法裁判所に提訴することになった。<sup>50</sup> イギリスは飲料水水質指令 (Directives) を国内法に組み入れず、「適合」をずるずると引き延ばしている。とくに、食品産業に用いる水に指令を適しないのは、イギリスの食料品を購入しているEC諸国民の健康に対す

る重大な責任問題でもあるというのである。イギリス政府は、最初は戸惑い、その後真っ向から受けて立つ構えを取っているが、この問題は、国民の間に、EC問題でサッチャーは四面楚歌の状態に陥っているのではないかとの不安を生み、保守党への支持をぐらつかせることになった。

第三に、この民営化が、フランス水道会社の合併・買収攻勢を招来したことである。民営化は、法定水道会社にも、大きなインパクトを与えることになった。その過程で法定水道会社は5つのグループ(29社)に再編されることになったが、そのうちの3つのグループはフランス企業の支配ないし影響圏下に入った。とくに、ジェネラル・デ・ゾー(Compagnie Generale des Eaux)とリヨネ・デ・ゾー(Lyonnais des Eaux)の動きは急であって、2社はいずれも法定水道会社だけではなく、ビック・テン(旧公社)の株式取得にも向かっているといわれている。<sup>10)</sup> このことのもつ意義は、例えば都下の水道局が外国企業に支配される場合を想定すれば、容易に了解できよう。いくらEC統合といっても、国家主権(公共政策への権限と責務)を乗り越えるまで事態は進んでいないし、またサッチャーほど国家主権にこだわり、欧州合衆国構想に批判的な政治家はいなかった筈である。事態は、フォードによるジャガーの買収事件などとは全く異なるのである。

水道事業の民営化は、以上のような問題を含んだものであったので、国民の関心は高く、しかも多くは民営化に反対していた。89年の欧州議会選挙は、イギリス国内では、この問題を一大争点に戦われたが、結果は保守後退、労働党躍進となって現れた。水法成立直前の新聞世論調査でも、約8割が民営化に反対ないし躊躇していた。<sup>11)</sup> サッチャーは、この世論動向を無視して強引に民営化を実施したのである。

注(1) 80年代の半ばまで、蔵相として民営化を進めたジョン・ムーアは、民営化政策の目的に関し、効率性の向上はその一つにすぎず、公共部門の縮小と財源(株式売却益)の確保、勤労意欲の増大、労働者の経営参加、なかんずく個人株主の拡大こそ

最も重要な目標であったと語っている。

(2) Oliver Letwin, "Privatising the World", pp. 28-50.

(3) Vickers and Yarrow, "Privatization", pp. 7-44.

(4) Ibid. "Privatising the World", pp. 52-63.

(5) 表 1 参照。

(6) 表 2, 表 3 参照。

(7) The Australian Financial Review, 10 January 1986.

(8) Ibid, Privatization, p. 174, Table 7.1.

(9) 公営部門は、1979年には、国内総生産の 10.5% (約 180 億ポンド)、従業員数の 8.1% (約 207 万人)、純資産額の 17.2% (約 1,041 億ポンド)、国内総資本形成額の 15.2% (約 56 億ポンド) を占めていた。それが 88 年には、それぞれ、5%、4%、8%、6% に減っている、

National Income and Expenditure 1984 edn, IBID, 1989 edn.

(10) 公正取引庁に登録された合併・買収の件数、金額は、

85年	192件	約	570億ポンド
86年	313件	約	1,230億ポンド
87年	321件	約	1,220億ポンド
88年	306件	約	989億ポンド
89年	281件	約	961億ポンド

であり、近年は規模の大型化、ホスタイルを含めた TOB の頻発、取引の国際化が目立っている。国際買収は、徐々にアングロ経済圏から EC に広がっている。

"Competition Policy in OECD countries 1988-1989" (未刊)、なお、OECD 編「M&A と競争政策」(山本哲三・平林英勝訳)の解題を参照のこと。

(11) The Times, 1990. 2. 15.

(12) The Times, 1990. 3. 15.

(13) The Times, 1990. 2. 7.

(14) The Times, 1990. 2. 22. かつてサッチャーは第一期に、10%台のインフレに高金利政策で対処したことがある。その時は、元首相マクミランから同じ主旨の批判を受けながらも、一応成功した。だが、今回はどうか。病気の再発に同じ処方箋が通用するとは限らない。

(15) 日本水道協会が1982年に行ったアンケート調査「海外主要都市における水道事業の現状について」の「経営形態」の項目を見ても、私営は例外的でしかなく、地方公共団体が出資している第三セクター方式の共同株式会社を除けば、私企業と呼べるのは、アメリカ合衆国では17都市のうち1都市(エリザベスタウン)、ヨーロッパ28都市(イギリスを除く)のうち2都市(マルセイユ、バルセロナ)しかない。

なお、J. DIRICKX "The Water Supply in the countries of the European Community" のデータによれば、EC 12ヶ国はほぼ10割に近いの水供給を公営企業が担っているが、唯一デンマークのみが例外(私企業が96%)をなしている。

- (16) Financial Times, 9.21.  
 (17) The Times, 1989. 8.29. Financial Times, 1989. 12.19.  
 (18) Observer, 1989. 7.2.

表 1 MMC 効率調査の要約

Case	Management structure	Financial control	Use of manpower	Use of performance indicators
British Rail	2	4	2	3
Severn Trent Water Authority	1	2	2	2
Central Electricity Generating Board	—	4	3	4
Anglian Water Authority + North West Water Authority	—	2	4	3
National Coal Board	2	2	—	2
Yorkshire Electricity Board	2	3	3	3
Various bus companies	2	3	2	3
Civil Aviation Authority	2	2	2	2
London Transport Executive	3	2	1	3
South Wales Electricity Board	2	3	3	3
Average score	2.0	2.7	2.4	2.8

Source: Collins and Wharton (1984).

- 1 難点あり  
 2 問題あり  
 3 改善の要あり  
 4 大旨、満足  
 — 結論不可能、または未調査

表 2 公営企業と私企業の収益比較

(パーセンテージ)

年度	公営企業		産業・商 事会社 <sup>a</sup>
	A <sup>b</sup>	B <sup>c</sup>	
1985	5.1	2.6	21.3
1984	6.3	3.4	20.6
1983	6.8	4.8	19.4
1982	6.6	4.8	16.7
1981	5.6	4.0	16.0
1980	4.7	3.4	16.1
1979	5.0	3.6	18.3
1978	5.7	4.4	17.1
1977	6.2	4.9	17.8
1976	6.2	4.8	15.6
1975	4.9	3.1	14.6
1974	4.9	2.4	17.2
1973	6.2	4.3	18.7
1972	6.2	4.6	18.5
1971	6.0	5.3	16.8
1970	6.4	5.6	16.8

Source: *National Income and Expenditure* (various editions).

- a. Gross trading profit as a percentage of net capital stock at replacement cost.
- b. Gross trading surplus as a percentage of net capital stock at replacement cost.
- c. Gross trading surplus, net of subsidies, as a percentage of net capital stock at replacement cost.

表 3 Productivity trends in selected nationalized industries, 1968-1985

	Output per head (percent per annum)		Total factor productivity (percent per annum)	
	1968-1978	1978-1985	1968-1978	1978-1985
British Rail	0.8	3.9	n. a.	2.8
British Steel	-0.2	12.6	-2.5	2.9
Post Office	-1.3	2.3	n. a.	1.9
British Telecom	8.2	5.8	5.2	0.5
British Coal	-0.7	4.4	-1.4	0.0
Electricity	5.3	3.9	0.7	1.4
British Gas	8.5	3.8	n. a.	1.2
National Bus	-0.5	2.1	-1.4	0.1
British Airways	6.4	6.6	5.5	4.8
U. K. manufacturing	2.7	3.0	1.7	n. a.

Source: Molyneux and Thompson (1987).

### 3. 水道事業の民営化

サッチャーは、大衆資本主義の推進の要をなす政策として民営化を実施してきた。それでは一体、水道事業は具体的にはどのような理由で民営化されたのであろうか。政府が1986年2月に議会に提出した水道民営化に関する白書によると、民営化を推進する理由として、1)政府の干渉、政治的圧力からの自由、2)公有が課している財政上の制約からの解放、3)資本市場への接近による効果的な投資戦略の確保、4)（金融市場による）経営実績の会社・事業部門毎の比較が、業務遂行の改善に与える財政的刺激、5)効率性の促進による消費者利益の保証（低料金、良質なサービス）、6)環境保全体制の構築、7)消費者のニーズ・好みに合わせたサービスの提供と料金設定、8)多様な商業サービス分野における競争の導入、9)民間部門の優秀な経営者によるマネジメントの可能性、10)従業員、地域の顧客に対する株式所有の機会の賦与、11)従業員の株主化による仕事への動機づけ等、が挙げられている。<sup>(1)</sup> 民営化は、従業員、顧客、国

家のいずれにも利益をもたらし、また環境保全、水質向上にとっても資するところが大きいというのである。しかし、列挙された理由なるものは、民営化論者の教科書の主張にすぎない<sup>[2]</sup>。実際、水道事業については、民営化後このようなメリットが確保されたのかどうか疑わしい。例えば、消費者利益の増進という点を見ても、国民は相変わらず水質に不安を覚えているし、今年の4月1日から水道料金が一斉に値上げされている有様である。

水道事業の民営化は、美しい理念に先導されて出てきたわけではない。発端は、1985年2月に、テムズ水管理公社の議長ロイ・ワッツ (Roy Watts) のとった予想外の行動にあった。彼は、政府による4,000万ポンドの特別融資の返済を拒否したのである。これにたいし、政府は10%の違約金を課したが、彼はその支払いをも拒否した。4,000万の融資は債務とは受け止めておらず、下院がそれを債務であるとみとめないかぎり、返済するつもりはない、と主張したのである。下院では一応政府の主張が通ったものの、ワッツはそこで「現状では、政府と水道その他公益事業との間の財政的關係においてかなりの不安がある」と発言し、テムズを民営化したい旨公言した。テムズは民営化される「最初の公社」になるつもりであるとの発言は、水管理公社協会 (WAA) にショックを与え、協会内で賛否両論の物議を醸すことになる。また、議会内にもワッツを支持する保守党議員が生まれ (下院でワッツ支持者が19名、棄権者が28名もでた)、彼らは水道民営化を支持することになる。政府はそれまで「水道は国営事業が望ましい」(環境省) とし、サッチャーも民営化に慎重であったが、この事件を契機に、「民営化の可能性の検討」(水主管相イアン・ゴウ Ian Gow) に入ることになる。<sup>[3]</sup>

その後、環境省は民営化に関する議論を公開し、政府はヒアリングの段階にはいった。また、ワッツの率いるテムズは独自に民営化案を作成し、その日に備えることになった。だが、WAAを始め各公社は、公社による河川流域ごとの管理・運営は「神聖」なものと考えていたので、この動きに否定的であ

ったし、有力な保守党議員でさえも、公社体制は「不可欠」とみていた。労働党や労働組合会議（TUC）が民営化に反対したのはいうまでもない。しかし、政府は民営化方針はほぼ固めていく。その背景には、ワッツ事件と類似のケースが再発することへの政府側の危惧があった。また、今後予定されている巨額な事業投資額への財政負担を免れ、EC委員会との間での環境問題をめぐる煩わしい交渉を回避しようという思惑が働いていたし、なによりも民営化路線をひた走るサッチャーの意向があった。

ここで問題なのは、政府の意向はともかく、水管理公社の側に民営化しなければならないほどの事情があったのかということである。確かに、現行の水道事業には問題が山積していた。第一は、設備投資の問題であり、EC水質基準を達成するには、今後180億ポンドを上回る投資額が必要とされていた。また、下水道も、投資不足による施設の老朽化と人口急増地域における容量の不足のため、その機能が著しく低下しており、下水道システムを維持していくためには今後300—400億ポンドが、下水道の容量不足に対処するだけでも20—30億ポンドが必要とされていた。したがってこの資金調達方法が最大の問題になっていたのである。民営化はこれを政府の助成金（借入金返済免除）、金融機関からの融資で解決しようとするものであった。そして資金調達を容易にするため導入されたのが、「RPI-X」<sup>[4]</sup>公式に逆行する、Kファクターによる価格決定メカニズムであった。<sup>[5]</sup> 第二は、メーター料金制導入の問題である。公社は、コスト原則を反映する料金政策を導入できず、かといって公平原則に立って公社間、地域間の格差を是正することもできなかった。一応、公社の運営に必要な収入額を、使用者関係コストと資本費用（システム・コスト）に割り振り、三種の料金（定額、基本、水量）を考案したが、それを適用する機会に恵まれなかった。だが、資産課税価格に依拠した非計量料金（家庭、小規模事業向け上下水道料金）にたいしては、資産家に過剰負担をしいるもので、「不公平」を是正するためメーター計量を導入すべきだとの声が高まっており、それが水

道料金に関するもう一つの問題になっていた。<sup>6)</sup> 民営化は、この点では、公社に新しい料金体系のための絶好の機会を与えるものであった。政府は、公社に資本費用についてはKファクターの導入を認め、また、消費者コストについては、メータ制の検討を促すことになった。レート方式は、地方税制改革により90年から人頭税が実施され、それ以降は新築家屋にはメーター料金が課せられることになったので、2000年には廃止されることになった。

第三に、公社は、地方自治体との間でトラブルを抱えていた。下水道に関しては、公社が、水法第15条に基づき地方自治体に施設の維持、監理、新規工事を執行委託し、自らは委託を除いた部分（ポンプ所、幹線、処理場、排出口等）を管理するという方式を採っていた。だが、協定を守らぬ市町村も多く、公社は、資本支出及び営業支出のコントロールが効かない事態に見舞われていた。また、公共住宅入居者にたいしては、地方自治体が水道料金の請求を年一回行うことになっていたが、公社は未納者の増加に悩まされてきた。<sup>7)</sup> 民営化は、地方自治体の受託不履行や不良債務の累積及びそれに伴う煩わしい手続き（裁判所への提訴、給水停止）から公社を解放すると期待されたのである。

最後に、現行公社体制は、それが有する権限と業務との間で一種の矛盾を抱えていた。例えば、公社は一方で汚濁防止の規制権限を行使しながら、他方では自らが下水処理等で水域の主要な汚濁者であったし、産業用、農業用の取水申し込みにたいし許可を与える権限を有しながら、自らも主要な河川取水者であった。したがって、当事者として事件に巻き込まれる場合、公社は利害対立を公正に調整できる立場にたてるのかとの批判を浴びていたのである。規制者と被規制者、許可を与える者と受ける者との分離が必要とされていたといっ

ただ、水管理公社が、こうした問題を抱えていたからといって、それは必ずしも民営化をもってしなければ解決されない性質のものではなかった。第一、第二の問題には、政府が補助金、資金融資等での財政負担を覚悟すれば、(実

際、国家財政は好転していた)、また第三の問題には地方自治体の契約履行義務を強化する方向で、さらに最後の問題に関しては、規制機関を外部に分立させるかたちで十分対応できた筈である。

それでは、公社の経営の内部に、民営化に向かわざるをえないような要因があったのか。公社の経営指標をみても、民営化しなければならないほど経営が悪化していたとは思えない。1985/86年と88/89年を比較しても、10社合計の年間売上高は2,468 £. m. (ミリオンポンド) から3,173 £. m. へと増加(約29%増)しており、営業利益も1,003 £. m. から1,176 £. m. へと増加(約17.5%増)している。<sup>8)</sup> 水管理公社のパフォーマンスは、79年当時でさえ、従業員5万人以上の他の10数社の国営企業の事業成績と対比して、<sup>9)</sup> 良好であった。10公社は、80年代に、約18,000人の従業員削減に見られるように、徹底した合理化、オートメ化を進めてきており、経営体質は以前より数段強化されていた。したがって、民営化しても、効率性向上の余地はあまりなかった。民営化の経営的根拠は、希薄であったと考えざるをえない。

それにもかかわらず、確かに一部の公社には、民営化への動機が存在した。それは水事業をビジネスとして展開したいという欲求であった。水事業については、EC委員会が環境規制、飲料水基準の強化を打ち出すと同時に調達市場の開放を指示しており、それへの各国の対応が求められていたし、また最近のバイオ・テクノロジーの発展は、水関連事業の発展を約束していた。いわば、今後急成長する市場として期待されていたのであって、これに対応するためには規制の多い公社体制を脱ぎ捨て、自由に事業の多角化・国際化を追求できる株式会社形式が望ましいとされたのである。<sup>8)</sup> この点では、すでにフランスの民間水道会社がヨーロッパ、アメリカで公営企業に食いこみ、水産業で支配的地位を確立していた。水道民営化が発表されるとフランス側の攻勢が目立ってくるが、それに刺激されてイギリス側も国際的な事業展開を図るべきだとの声が高くなってくる<sup>10)</sup>。公社の首脳の間には、イギリスの水産業は、技術的にも、

経営的にも十分フランスに対抗し、競争できるだけの実力を有しているという自負もあった。<sup>44</sup> 民営化すれば、将来有望なこの市場で、十分フランス企業に対抗して国際的規模で事業を展開できると見込んでいたのである。

しかし、民営化に慎重な公社も多かった。ヨーロッパの9割以上の水事業が公営形態で運営されており、そこから受注をとるには、各国の事情や思惑もあり、相当の困難が予想されたからである。また、フランスの水道会社は、資本規模、技術、経験からいって、数段イギリスの水事業会社を上回っており、競争上そう簡単に対抗できる相手ではなかった。

サッチャーは一部公社の要求をうまく利用して、民営化を政治的に押し切ったといつてよい。このことは、ワッツ事件以後の経緯をみてもはっきりしている。水管理公社協会(WAA)は、1986年2月に、政府の水道民営化に関する白書が出ると、それが公社の中核的事業の新会社への移転を認めている点を評価しつつも、政府案には環境面で多くの疑問があるとし、その点での改善を政府に求めた。水質基準や環境保全といった問題については、政府が最終的な責任を負うべきだと主張したのである。政府は、この問題でWAAを説得できず、民営化計画は当初予定されていた86年9月までには、実施不可能になった。そこで、6月の総選挙が近づくと、民営化は選挙に不利との判断も働いて、保守党は民営化案を引っ込める。この保守党の軌道修正はWAAにも波紋を投げかけ、内部で変更歓迎派(ジョン・バラック John Bellak, ノース・ウエスト議長)と反対派(ロイ・ワッツ, テームズ議長)に意見が分かれる。WAA会長のゴードン・ジョーンズ(Grdon Johnes)は、これを何とか収拾するが、彼の妥協案は、「民営化する場合には10公社が一緒に」というものであった。だが、総選挙で大勝すると、政府は公約を覆し、再度民営化に着手する。すなわち、緑書を刊行し、新しい規制機関の構想を打ち出すのである。その基調は、水質管理、環境規制は、河川流域ごとに行うというより、全国的な機関(NRA)を設立して行うべきだ、というものであった。これにたいし、

WAA は、政府の NRA 構想を規制の強化につながらないかと批判したが、88年初頭に、政府が「小さな NRA」についての構想を発表すると、民営化案をはね返すのは不可能になる。「民営化は政府が政治的に決めることで、水管理公社が決めるのではない」<sup>44</sup> という WAA 事務局長マイク・カーニー (Mike Carnie) の言葉が、抵抗の放棄を生々しく表現している。さらに、88年5月に、「公益企業の転換及び料金に関する法案」が、女王の裁可を得て成立すると、民営化はもはや後戻りのきかない、いわば既定の方針となるのである。

以上、水事業会社の民営化は、それを実施しようとするサッチャーとシティの規制緩和=民営化路線に、一部公社が賛成したことから、水管理公社全体が引きずられて実現されたものと見てよい。<sup>44</sup> それは、民活により財政負担を避けようという政府とそれによって利益を享受しようとするシティ、及び多角化、国際化を通して一層の企業発展をはかる一部公社のそれぞれの利害の合成物だったのである。

それでは一体、民営化は、水道事業の構造、機能をどのように変えたのか。この点を明確にするには、水道事業史を簡単に振り返っておく必要がある。水道会社は、1875年の公衆衛生法が地方自治体の給水義務、下水処理義務を明示すると、公衆衛生法に基づくものと特別私法 (Private Acts) に基づくものに分かれ、事業体の数は20世紀初頭には約2,000に及んでいた。第一次大戦後、フェビアン社会主義の浸透や産業国有化を経済政策の要に据えた労働党の躍進もあって、公有公営原則が発展し「ガスと水道の社会主義」が進展することになる。1944年に経済復興と水資源の開発、活用のための小規模事業の統合・再編を訴えた水白書が、また翌45年には、多くの特別私法、関連法律の共通条項 (例えば、給水義務、用地取得、道路掘削等) を纏めた水法が出され、効率性の向上のため各水道事業体の水道組合への統合・再編が奨励された。こうして、1945年には1,226もあった事業体は、50、60年代にスケール・メリットの達成

を目標にした合併，結合が進んだこともあって，新しい水法が出された73年には187（水道組合100，地方自治体を含む第三セクター57，法定水道会社30）に減少していた。ただ，環境，取水・給水規制に関しては，制度は断片的で統一がとれておらず，機能も地方分権的な性格を脱するものではなかった。例えば1948年の河川委員会法により，河川の汚染防止，内水排除，淡水漁業等に権限を有する河川委員会（River Boards）は32も設立されていた。その後，50，60年代の水需要の増大に対処するため63年に水資源法が制定され，河川委員会は改組されて26の河川公社（River Authorities）に減少したが，かわって公社には表流水，地下水の取水許可権限が与えられることになった。73年以前には，これ以外にも，水資源委員会（Water Resources Board），水路委員会（British Waterways Board），航行管理公社（Navigation Authorities），全国下水道委員会（National Drainage Boards）といった多数の機関がバラバラに活動しており，水事業関係者の間に関連諸機関の整理，統一を望む声が高まっていた。<sup>54</sup> また，下水道の施設，サービスに関しては，それとは別に，水処理，漏水等に権限を有する下水・排水処理公社（Sewerage and Sewage Disposal Authorities）が設けられ，約1,300の地方自治体が代理人として，具体的な管理・運営を行っていた。SSDA は，企業にたいしては排水処理等を強制する力を有していたが，地方自治体が引き起こす問題にたいしては対抗手段を採れなかった。そこで，70年代に環境問題に関し世論が盛り上がると水道供給と下水道施設サービスを同一事業体で行うべきだとの意見が有力になってくる。

1973年の水法（Compulsory Reorganization or Nationalisation）は，このような多元的，分権的な制度を一元的に統合するものであった。その指導原理は，単一の機関が河川流域ごとの水循環の全てに関し，計画を立て管理するというもので（いわゆる統合河川流域管理，Integrated River-basin Management），その主要な目的は規模の経済性の達成におかれていた。翌74年に

は、水法の施行に伴い、同一水系の河川流域を所管区域とする10の水管理公社が、国有事業として設立され、活動を開始する。また、10公社を構成員とする国家水評議会（National Water Council）が中央に設置され、水政策の統合が図られた。加えて、公社は、水道事業以外にも、地方自治体が占有する下水道施設等の資産の移転を受け下水道事業を、また河川管理、環境規制、航行、レクリエーション等の水に関する多面的な業務を一括集中し、執行するようになる。こうして、広域的な視野にたった経営の意志決定が可能となると同時に、広域管理体制が敷かれ、その業務は、基本の水事業（水道供給、下水道サービス、下水・排水処理）から環境規制（水資源計画、汚染防止、自然保護、洪水調整、内水排除、淡水漁業、航行）、コミュニティ・サービス（レクリエーション、アメニティ、野外生活）にまで及ぶことになった。<sup>66</sup>

公社の経営は、理事会（議長は中央政府によって任命された）を中心に運営されたが、役員のお多くは地方自治体の代表によって占められていた。そこでは、環境省の行う水政策（規制、検査、計画等）の検討が、また各種の財政規制、法律等を踏まえて公社の事業予算と事業計画が検討された。イングランドの公社は主に環境省に、ウェールズの公社は農業漁業食料省とウェールズ担当省に責任を負っていた。経営機構としては、オグデン報告（Ogden Report）の勧告に基づき、数多くの経営委員会を発展させると同時に、地域経営部門と事業別経営部門を二本柱にした経営組織が導入されることになった。<sup>67</sup> また、10年後の83年法改正では、NWCの水管理公社協会（WAA）への改組に伴い役員構成の改革が行われ、各公社の役員数は15—60名から15名以下に削減され、中央の任命する役員の数に優勢を占めるようになった。地方代表の役員は減ったが、代わりに消費者相談委員会（Consumer Consultative Committee）等が設置され、自治体代表はそれに参加することになった。83年法は、公社を他の国営企業と同じ基盤に置くことを意図したもので、経営の中央集権化と効率化をはかったものであった。公社の従業員数は79年まで漸増を続け6万3,000人

台にまで達するが、その後人員は削減され、88年には4万9,000人台まで減少をみる。この減員は、事務職というより主に現業部門で実施されたが、それは80年代の生産性向上計画の導入、営業費用抑制策による人件費カット、作業慣行の改正、浄水処理及び下水処理の自動化、サービスの工夫、改善等によるものであった。<sup>63</sup>

ところで、73—4年の改革で、再組織化を免れた水道事業体がある。特別私法に基づき法人化されている法定水道会社<sup>64</sup>が、それである。法定水道会社は、73年法第12条でその存続を保証されることになった。法定水道会社は、証券市場で株式が流通している点では民間会社に近いが、株の発行や資金の借入れには法的な制限が課せられており、配当や剰余金等の使途についても予算上の規制が定められている。このような制約は、戦前、市場力の過度の集中を防ぐために設けられたものである。法定水道会社の業務は主に水道供給（下水には関係していない）、とくに配水であり、公社と緊密な連携をとりつつ、公社の有する給水責任を引き受ける機能を担っている。その配水比率は、家庭用水の22%から25%程度といわれている。法定水道会社は、今回の民営化に際しても新水法で一定の「権能」を与えられ、従来の財政的制限を大幅に緩和されて、存続することになった。水事業会社に対する補完機能ばかりか競争促進的な効果が期待されたのである。現に新水法第101条は、法定水道会社に、1985年会社法適用への道を開き、株式会社化を容易にしている。

以上、これまでの水道事業の歴史をみてきたが、それにより89年水法と民営化が何をもたらしたかは、自明であろう。それは、All Purpose型の公社機能を営利事業と管理規制業務とに二分し、前者を水事業会社（水道事業の本体）に委ねそれを営利企業化すると同時に、後者を全国河川公社（NRA）、水事業監理官（DG）に委ね、規制、監督業務を集中したのである。<sup>65</sup> 規制機関の分離・独立により、公社は、財政運営の自由化、合理化、経営資源の適正配分を徹底して追求できる株式会社に転換された。それにより水事業会社は、上

下水道事業に関連、隣接する多くの事業を多角的に経営できるようになったし地方自治体による下水道経営の代行についてもそれを継続するかどうかは自ら選択できるようになった。水事業会社は地域独占体に近いが、資本市場、サービス市場に投げ込まれることによって、相互に、また法定水道会社との間で、競争を生み出す余地が多分にあり、それは水事業にインセンティブを与えることになると期待されていた。

しかし、民営化は、いくつかの点で、国民には悪評であった。一つは、Kファクターの導入であり、これは結局今後の設備投資等の資本費用を水道料金に算入し、いわば負担を消費者である国民に転嫁するものであった。現行の水道料金水準は、人口密度等の関係で公社により格差はあるものの、平均で1家庭当たり33ペンス/日（88—89年会計）であり新聞代に等しく、国民に歓迎されていたのである。また、メーター料金方式の導入にも抵抗は強かった。さらにつは、OFWAT (DG, NRA) が、水質面、料金面で消費者サイドに立った監視、監督、規制を行うのかどうか疑問であった。OFGAS, OFTEL が、期待された程の機能をはたしていないという現実があったからである。要するに、なぜ水道事業まで民営化しなければならないのか、多くの国民には理解できなかったのである。公社の経営指標は、80年代の合理化と人員削減の効果もあり、好転していたし、今後の水需要動向にも、従来の公社体制で十分対応できると考えられていたからである。<sup>24)</sup>

国民の批判の声に耳を傾け、水道民営化に一貫して反対したのは労働党である。民営化が、公社側の受容で決定的になった88年秋に、労働党は「不必要な安売り」とそれに強く反撥した。議会での論戦をへて、新しい水法が成立した89年7月時点でも、影の環境大臣ジャック・カニンガム (Jack Cunningham) は、この民営化を「国民の健康にとって、むこうみずな賭であり、巨大な独占企業をつくりだし、また低水準な水質基準をつくり出すことになる。環境の改善を達成するために国の水道資産を売却することはまったく不必要」と批

判のトーンを下げず、たとえ民営化されても、労働党が政権を回復したら、「最優先して公的所有に戻すであろう」<sup>24</sup>と宣言していた。また、民主自由党 (LIBERAL DEMOCRATS) も、9月には再国有化を検討している旨を明かにし、水道株は、売却の広告等に費やした国民の税金をも考慮して、相当低い市場価格で買い戻されることになろうと語った。<sup>25</sup> 水道民営化への根強い国民の反対が、野党の強硬な姿勢を支えているとあってよい。野党の再国営化政策により、水道株は政治的不安定がそのまま株価に反映するという宿命を背負いこんだといつてよい。しかし、水道民営化への批判は国内規模のそれに留まらなかった。89年6月の欧州議会選挙は、イギリスでは環境・水問題を争点の一つに戦われたが、EC委員会もそのことは十分承知していた。EC委は議会での新手法の成行きを見守り、ディレクティブが民営化スケジュールにあわせて実施されるかどうかに関心を寄せていた。

- 注(1) Privatisation of the Water Authorities in England and Wales. 1986. DOE. (斉藤博康監訳「イングランドおよびウェールズにおける水管理公社民営化について」, 「水道協会雑誌」第55巻第11号)。
- (2) 民営化の教科書としては、Beesly and Littlechild, “Privatization; principles, problems and regulation”, Bryan Hurl “Privatization and the Public sector” を参照。
- (3) Water Bulletin, 1985. 2. 15.
- (4) Bryan Hurl “Privatization and the Public sector” p. 62. 大蔵省は、民営化後の価格を小売物価上昇率以下に留めるよう指導した。
- (5) 政府は、公社の財務体質を改善し、今後長期にわたる設備投資の資金調達を円滑に行うことができるよう新しい価格決定メカニズムを導入した。そこでは公社は、上下水道料金を、前年の小売物価上昇率に、各公社ごとに設定される一定率（いわゆるK値）を上乗せした率で決めることができるようになった。Kファクターは、10年ごとに決定され、5年ごとに修正が可能である。発表されている値、設備投資額等は表1のとおり。“Prospectus; The Water Share Offers” pp. 38-39. 及びステッドマン「英国水道公社」(四野官, 打越訳), 大和総研ロンドン事務所を参照。
- (6) Ibid, Privatization. pp. 395-359. 斉藤博康「イギリスにおける水管理公社の民営化(2)」, 「水道協会雑誌」第59巻第1号。
- (7) 表2参照。

- (8) 表3参照。
- (9) 表4参照。
- (10) このことは、民営化後の公社の事業多角化、リストラクチャリングの動向により裏付けられる。ウオター・ブレテインで、3月までの動きを追跡すると、次の通りである。ウェルシュが SAUR と廃水処理施設で合弁事業を設立 (“WATER BULLETIN” 1990. 2.2), 同社、発注を通して YMF BIO-WASH SYSTEM に接近。セヴァントレントが二つの関連排水処理会社 (T.I.S. T.W.S) を買収 (IBID, 1990. 2.16)。ウェセックスが建設大手ウインペイ (Wimpey) と資本折半で新会社 (Wimpey Wessex Water Ltd.) を設立、下水道工事の国際的な事業展開を図る (IBID, 1990. 3.2)。セヴァントレントが IBM. UK. とハイテク技術協定を締結 (IBID, 1990. 3.2)。ヨークシャーが排水処理の事業部門を新設 (IBID, 1990. 3.16)。ちなみに、法定水道会社の方も、この間、株式会社化を図ったり (2月には、サトン SUTTON が二番目の PLC になった)、事業の多角化、再編を推進しつつある。一例を挙げれば、ノースウェスト・ホルスト NORTHWEST HOLST が CGE の子会社 OTV と合弁事業を設立 (WATER BULLETIN, 1990. 3.2), ニューキャッスル NEWCASTLE & GATESHEAD WATER COMPANY がサンダーランド SUNDERLAND & SOUTHSHIELDS WATER COMPANY と流水コンピューター管理で提携 (IBID, 1990. 3.16.) 等である。また、民営化後の事業多角化の特徴としては、環境汚染関連の事業やハイテク関連、観光・レジャー関連、情報関連事業等へのシフトが目立っている。
- (11) 1990年2月に、水事業サービス協会 (WSA) は、ハンガリーの国営水管理会社 (WATER MANAGEMENT OF THE REPUBLIC OF HUNGARY) との間で、上下水道サービス分野において、科学・技術の共同事業を推進するという議定書を交わした。フランスの水道会社に対抗して、ヨーロッパ規模での事業展開に着手したとあってよい。WSA は、これを足がかりにチェコ等東欧に進出することである。“WATER BULLETIN”, 1990. 2.16.
- (12) フランス企業によりイギリス市場が支配されるのではないかと心配の声が上がっているが、経営者たちは強気である。「イギリスの水産業は、かれらを競争相手として、自分たちを発展させることができる。イギリスは技術ではどこにも負けない」(ノーサンブリアン会長、マイケル・ストレイカーの発言)。「民営化の中心課題は、競争を導入し、ヨーロッパ規模で事業を展開することにある」(WSA 副会長、セヴァントレント会長ジョン・ベラックの発言)。「フランスを恐れる理由はなにもない。われわれには優秀なビジネスマンがいるし、彼らと等しいビジネスチャンスを持っている」(サザン会長ウィリアム・コートニーの発言)。“WATER BULLETIN”, 1990. 2. 16. IBID, 3. 9. IBID, 1990. 3. 16.
- (13) “WATER BULLETIN”, 1988. 6. 9.
- (14) 水道事業の民営化の経緯を “Water Facts” (1985-1989) に即して整理しておく。

(1)1985年。2月初旬、サッチャーは、水道事業の民営化に慎重な姿勢を崩しておらず、「水道は国営事業」という意見が環境省でも支配的であった。

2月中旬、チームズ議長ロイワッツは政府特別融資（4,000万ポンド）の返済に応じず、それにより課せられた10%の違約金の支払いをも拒否した。下院で債務の存在が認められないかぎり返済の必要はない、というのがワッツの抗弁の理由であった。下院で、この問題をめぐる採決がなされ、政府の主張が一応通ったが、保守党議員の間から19名のワッツ支持者と28名の棄権者がでた。この事件を契機に、水主管相イアン・ゴウは、政府は民営化の可能性を検討していると発表する。ワッツも、現状では、政府と水道等の公益事業の間にはかなりの不安があるとして、チームズは民営化される「最初の公社」になろうと発言した。この二人の発言を契機に、公社内でも、民営化論議が開始される。サウスウエスト議長のレン・ヒル、ノースウエスト議長のジョン・ベラックは民営化に否定的であった。

同年3月、保守党議員が、民営化のテンポを早めよと政府、環境省にプレッシャーをかける。政府は、具体的な日程はまだ立っていないとしながらも、環境省内での議論を公表し、広報段階に入る。他方、チームズは独自の民営化計画を作成し、一社だけでも民営化を辞さない構えを示した。

同年9月、複数の公社は、現行の河川流域ごとの管理運営システムは「神聖である」と発表する。労働党とTUCは、民営化に反対を表明、保守党のジョン・バットンも現行の統一的流域管理は「不可欠である」と述べた。

(2)1986年。2月、政府は水道民営化白書「民間部門への参入に向けて」という見出しを刊行し、公社の中核的事業（洪水防止と排水処理を陸く）を全てそのまま新会社に移すという案を提起した。水管理公社協会（WAA）は、事業の統一性の確保という点では一応評価できるとしながらも、環境規制の面では問題が残るとし、内部で議論を進めることになった。

同年7月、WAAは、このままでは政府案は受け入れられないとの結論に達する。これを受けいれて、新環境大臣ニコラス・リドレーは民営化の延期を発表する。問題は再び起草委員会に差し戻された。

(3)1987年。5月、総選挙が近づくなか、保守党は「両社を公共部門に引き戻し、一定の機能を単一の全国河川公社（NRA）に委ねる」という政策変更を行った。これをめぐり、WAAの内部は、変更歓迎派と反対派及び中間派に分かれる。同年6月、総選挙で保守党大勝、民営化に向けた動きが再開される。WAA会長（ヨークシャー議長）ゴードン・ジョーンズは、民営化には環境規制等で納得のいく条件が必要だが、それが提示されたとしても、「10社の全てが、同時に民営化されなければならない」と発表、協会内部の意見と方針を取り纏めた。

同年7月、政府は緑書「NRA—民営化された水事業における公共的監督機関に関する提案」を発表する。ここで、政府は86年白書の民営化案を修正し、従来公社が持っていた環境・水質規制の権限を一括してNRAに集中し、また料金等の規制権限については環境省の水事業監理官（DG）が担当するという、新しい規制の枠

組みを提案した。これにたいし、WAAは、過度の規制を懸念し、「水循環の管理」は手放せないと反論した。だが、各公社のNRA構想への見方が不統一であったため、ゴードンを中心にWAAは共同歩調の模索にはいる。

同年10月、WAAは、「水道民営化と規制について」という報告書を纏め、そこで環境規制機関の分離・独立を受容する方向に傾いていく。政府は、WAAが政府案を検討しているその間隔をぬって、「公営企業の転換及び料金法案」を議会上に呈し、外堀を埋める作戦にでる。この時期のMORI調査によれば、民営化反対は約50%であった。

(4)1988年。1月、政府はNRAの権限を定めた詳細な計画案を発表する。ここで環境省次官コリン・モイニハンは、政府も「巨大なNRA」は考えていないと発表、両者の間に争点が消失し、WAAは政府案に同意することになる。

同年5月、「公営企業の転換及び料金法案」が女王の裁可を得て成立する。

同年、6月、水管理公社は、民営化に備え顧問をやとい、商業銀行家をアドバイザーに指名する。水道株の売却を成功させるべく準備に入ったとみてよい。同年、7月、WAAは「われわれは共同して行動する」と宣言する。また、環境大臣リドレーも、公社は一緒に民営化されると述べた。マイケル・ハワードが、水主管相に抜擢される。人頭税を議会で通した手腕が評価されたもので、困難が予想される議会での活躍が期待された。

同年、11月、主要民営化法案が議会上に上程される。また、公社も水事業持株会社(PLC)とNRAの責任分担について検討を開始する。

同年、12月、議会での論戦が始まる。下院の主提案者リドレーとマイケル・ハワード、対抗者は労働党のジャック・カニングム(影の環境大臣)とアンテイラー(影の水主管相)であった。WAAは、民間部門への参入を期待している、と表明。

(5)1989年。1月、リドレーが、民営化に際し外国企業の支配を避けるため、「特別株式保有」を主張する。WAA、これを歓迎。

同年、2月、政府が、民営化後の水事業用地の保全と利用に関する指針を発表する。また、水道広報キャンペーンが本格的に開始される。

同年、3月、サッチャーは労働党、マスメディアの世論操作を批判し、国民に理解を求める。また、マイケル・ハワードは民営化の利点を訴える国内遊説を開始する。WAA事務局長マイク・カーニーは、「公共部門における国営形態は破綻している」と新しい水法を支持する。10公社議長も、「k公式」により民営化後の料金を設定するという政府の提案を受け入れる。

同年、4月、前大蔵顧問イアン・バイアットが料金の監視者に任命される。水法案は下院から上院に回される。上院では、EC基準への適合を1993年にまで実施すべきとする修正条項が可決された。政府は、93年までには適合は無理との認識を持っていたが、労働党の巧みな議会戦術もあって、投票で敗北、面目を失う破目になった。水事業に関係する労働者たちは、3月から4月にかけて、議会、官庁に、民

開業化反対の陳情や、ロビー活動を展開する。また、労働組合も、頻繁に反対集会を催した。

同年、5月、政府は、「水管理公社の債務健全化案」を発表する。国外相ケイネス卿の計画になるもので、その内容は国際基金債務を新しい形態に置き換えるというものであった。

同年、6月、欧州議会選挙で、民営化とEC水質基準の問題をめぐり、保守党と労働党は激しく対立する。その結果、保守党は後退し、労働党は躍進した。中旬に、オブザーバー紙の世論調査が発表されるが、民営化反対は79%に達した。

同年、7月、上院の修正条項、下院で覆される。同月6日、194条文、27の付則から成る水法（Water Act 1989）が、賛成307票、反対199票で可決され、女王の裁可を得て成立。

同日、WAA 議長ゴードン・ジョーンズは、88—89年度の年次報告と決算を公表した。また、水法の成立に関し、政府は、新水法の成立を、ECが求めている水質の改善のためにも、公社が長期計画や新規資本投資プロジェクト（全体で年間10億ポンドを超える建設改良向け投資）について自由に目標を設定するうえでも好ましいとし、10社すべてが11月に民営化されることを期待していると表明した。

同年、9月、公社は解散し、水事業会社（WSL）が発足する。この会社は政府が株式を全額保有する水事業持株会社（WSPLC）の子会社になり、同持株会社の株式は年内に公開・売却されることになった。また、全国河川公社（NRA）が設立され、クリック・ハウエルが初代議長に就任。環境省にも水事業管理官（DG）が設立され、イアン・バイアットが正式にその任に就いた。なお、公社協会（WAA）は水事業協会（WSA）に改組された。

同年、11月、株式売却キャンペーン開始。20日に売却価格（約53億ポンド）が発表された。その規模は、B.P.、B.G.に次ぐ史上三番目のものとなる。応募者の株式購入は、3分割払いで、第一回目は1株につき100ペンスと決定された。22日、普通株は1株240ペンスと発表される。公社の株式売却にかかる費用は、6,200万ポンドの巨額に達する見込みであることが明かになる。また、国民向け、金融機関向け、外国投資者向けの株の売却比率が決定される。

同年、12月、水道株、国内でも、外国でも好評と報じられる。6日に応募が締め切られる。大衆の応募状況は割当株数の約5.4倍、パッケージ株（約ポンド12億）への外国投資者の応募倍率は約1.75倍と発表される。12日、株式が売却される。株価はシティの期待どおり跳ね上がり、プレミアムは100ペンスにつき約45ペンスになった。

齊藤、前掲文を参照。氏は“WATER BULLETIN”に依拠して、このプロセスを全面的にフォローされている。

(15) Ibid, Privatization, pp. 389-393.

(16) Ibid, Privatization, pp. 393-396.

なお、10公社の諸元及びその活動の法的根拠は以下のとおりである。表5、表

6, 図1参照。

(17) 図2

(18) 表7参照。

(19) 法定水道会社には、古い個別議会法によるものと45年水法の全部または一部適用によるものがある。法定水道会社は、公社と異なり、配当に際し法人税を納めなければならない。また、その株式は普通株（非償還）と優先株（償還または非償還）からなっている。ただし、民間会社と異なり、配当率の上限、準備金等の限度、剰余金の次年度繰越、見積書による新株の発行などが法により定められている。借入れは、社債の発行、譲渡担保による融資をもってなされるが、通常は資本金額の100%に制限されている。また、会社機能に対する規制については、環境省の制定する法令で定められている。法定水道会社については、1973年水法（Water Act 1973）、89年水法（Water Act 1989）及び前掲「英国水道公社」を参照のこと。

(20) 水管理公社の業務に含まれる公共的側面（環境規制）と公益的側面（料金政策、サービス水準の維持）は、全国河川公社（NRA）と水事業監理官（DG）がそれぞれ分担することになった。前者は、環境大臣等が任命する10—12名の理事からなる理事会により運営され、水管理公社から区域を引き継いで設置される10地域河川管理所に約6,500人が配置されることになる。その任務は、水資源に関する業務（資源計画、取水・貯水の許可、監督）、環境、汚濁に関する規制（水質維持、排水監視等）、内水排除及び洪水防止、淡水漁業保護、自然保護とアメニティ、レクリエーション施設の設置にある。NRA が担当する環境規制業務は、10公社時代においては費用的には約4,300万ポンド（営業費用4,000万、資本費用300万）であり、10公社の全費用額20億5,100万ポンド（営業費用12億5,400万、資本費用7億9,700万）の2.1%にすぎなかった。この費用の収支は、見返り収入がほとんどないため8割が赤字であり、公社側には民営化に際しこの部分の負担軽減を歓迎する向きもあった。だが、少額であり、かつこの赤字分は政府の一般会計から補填されていたことを考えれば、それが民営化の要因になったとはいいがたい。なお、初代NRA 議長には、クリック・ハウエルが就任した。

また、下水処理については、汚濁防止法第二部（Control of Pollution Act, Part 2）に基づき（86年に施行）、環境省ではなく、王立汚濁検査院（Her Majesty's Inspectorate of Pollution）が排水許可を行っている。政府は、排出・廃水の許可基準をクリアーするよう、下水処理場等に、92年までに約10億ポンドの投資を行う予定である。

環境規制にたいし、経済的な監視は、環境省に設置される水事業監理官（Director General of Water Industry）によって担われることになった。彼は、水事業会社が独占企業となり、不当な料金を請求したり、サービス水準を低下させた場合には、そのような行為を防止し、消費者の利益を保護しなければならないことになっている。彼の任務は、それゆえ水道料金やサービスについて、各水事業会社の行動

を監視することである。初代の水事業監理官にはイアン・バイアットが任命された。Ibid; "Prospectus" pp. 42-51. 因に、民営化の前後の水事業の機構の相異を、図 3 に示す。

(2) 1979—87年で、年平均0.7%の需要増。この数字は、1941—1971年の30年間の年平均3.0%と比べると、かなりダウンしており、今後も大きな需要増は見込まれない。持ち家、電化（洗濯機）、トイレの設置がかつての需要の増大を支えていたが、今後それに匹敵するだけの水需要の急増要因があるとは思えないからである。表10 参照。

(2) Financial Times, 1989. 7. 6.

(2) The Times. 1989. 9 11

表 1 設備投資, Kファクター等

	設備投資額 (10年間)	助成金/ (倍入れ) 援助額	予想純資産 純負債額 90年3月末	Kファクター 前半5年	Kファクター 後半5年
アングリアン	2,630	(148)	(212)	5.5	5.5
ノーサンブリアン	690	83	83	7.0	3.0
ノース・ウェスト	3,290	262	184	5.0	5.0
セバン・トレント	3,180	268	245	5.5	2.0
サザン	1,030	24	9	5.5	0.0
サウス・ウェスト	980	242	242	6.5	5.0
チームズ	2,510	96	40	4.5	4.5
ウェルシュ	1,350	170	150	6.5	5.5
ウニセックス	1,010	27	25	4.5	4.5
ヨークシャー	1,096	22	0	3.0	3.0

出典；「英国水道公社」(大和総研ロンドン事務所)

表 2 未納料金と給水停止

(1987/88)

	不良債務 (百万ポンド)	料金収入に 対する割合 (%)	給水停止 (%)
アングリアン	4.0	1.1	0.10
ノーザンプリアン	0.5	0.4	0.10
ノースウエスト	4.4	1.0	0.02
セバートレント	5.8	1.2	0.03
サザン	1.1	0.5	0.13
テムズ	1.2	1.2	0.05
ウェールズ	6.0	1.0	0.05
ウェセックス	8.7	3.9	—
ヨークシャー	1.5	1.2	0.01
計	35.6	1.2	0.05

出典；斎藤，前掲論文

表 3 10社の事業成果

公 社	1985-1986年			1988-1989年		
	売上高 £ m	営業利益 £ m	資本費用 £ m	売上高 (£ m)	営業利益 (£ m)	資本費用 (£ m)
Anglian	297.0	138.7	122.0	617	207	151.4
Northumbrian	111.0	58.1	39.0	509	188	28.2
North West	362.0	146.7	167.0	478	157	153.9
Severn Trent	391.0	149.0	125.0	396	174	163.4
Southern	177.0	77.7	70.0	323	113	90.8
South West	88.0	39.4	41.0	239	81	54.5
Thames	501.0	184.3	194.0	222	92	186.3
Welsh	187.0	46.0	55.0	141	57	82.2
Wessex	106.0	64.1	54.0	135	57	73.3
Yorkshire	248.0	99.3	100.0	113	51	122.3
Total	2,468.0	1,003.3	967.0	3,172.6	1,176.0	1,106.3

出典：Water Authority Annual Reports and Accounts.

表 4 主要な国営企業の事業成績と従業員数, 1978-1979年

	売上高 (£ million)	営業利益 (£ million)	従業員数 (千人)
Electricity Council	5,445	862	160
Post Office	4,619	1,281	411
National Enterprise Board	4,158	119	279
British Steel	3,288	— 77	190
National Coal Board	2,989	96	300
British Gas	2,972	618	102
British Rail	1,979	58	243
British Airways	1,640	115	58
British Aerospace	894	68	72
British Shipbuilders	731	— 102	87
South of Scotland Electricity Board	463	88	14
National Bus	437	28	64
British National Oil Corporation	432	12	1
National Freight	394	16	40
North of Scotland Hydro-Electric Board	173	54	4
British Airports Authority	162	35	7

出典: *The Times 1000* (1979).

数字は四捨五入してある。

表 5 10水管理公社の諸元

項目 公社	区域 千 km	人口 百万人	降水量 mm/年	人口密度 人/km <sup>2</sup>	主要都市	1987/88 資本支出		総売上高 百万円	貯水池 カ所	浄水場 カ所	配水池 カ所	配水管 総延長 km	下水管 総延長 km	下水 処理場 カ所
						£ m	内部資 %							
アングリアン	26.8	5.3	611	197		165	78	90,475	15	169	437	31,054	25,002	1,073
ノーサンブリ アン	9.3	2.6	829	281	ニューキャ スル	39	100	30,300	23	28	125	8,528	12,400	381
ノースウェス ト	14.4	6.8	1,217	474	リバプール マンチェスタ ー	207	71	110,300	170	203	598	38,294	34,440	625
セバントレ ント	21.7	8.3	773	385	バーミンガム	167	99	116,975	38	226	731	38,455	37,972	1,064
サザン サウスウェス ト	10.6 10.9	4.0 1.5	787 1,194	378 136		84 52	100 90	53,325 25,700	5 37	115 57	209 442	11,424 13,194	21,882 8,206	393 614
チームズ ウェールズ ウェセックス ヨークシャー	13.1 21.3 9.9 13.5	11.6 3.1 2.4 4.7	704 1,334 864 818	889 144 243 344	ロンドン カルディア プリストル リーズ シェフィールド	182 68 79 146	100 75 80 84	149,225 55,900 31,950 74,400	35 91 11 111	124 211 122 254	376 900 360 611	28,801 23,330 9,976 31,536	48,753 16,573 11,585 26,548	400 909 357 591
計	151.5	50.3	912	332		1,189 (1981 /82) 695	96 39	738,550	536	1,509	4,789	234,592	243,361	6,407

注 総売上高は1987/88、配水管および下水管総延長は1974年にその後の変化を加えたもの。その他は1988年現在。

表 6 会社に適用される法制度；水に関する法律のワク組み

サービスの種別	根拠法	効果
事業	水法 (1973年)	水管理公社の設置
	水法 (1983年)	理事会改組取
水資源	水資源法 (1963年)	取水の許可
	汚濁法 (1976年)	汚水規制—水使用/増加を抑制
水道供給	公衆衛生法 (1936年)	地方自治体による飲用水質の監視
	水法 (1973年)	給水規制
下水道	公衆衛生法 (1936年)	事務処理規制
	水法 (1972年)	下水道施設サービスの所掌
	公衆衛生法(営業用施設からの排水)	営業用排水の許可
排水	COPA II*	排水の許可を所掌

\* 汚濁防止法第 2 部、環境省ではなく、王立汚濁検査院が排水許可業務を担当。HMIP 86年施行。

表 7

年度	1976	1979	1982	1985	1988
従業員数	60,649	63,221	60,586	51,785	49,521

出典：「英国水道公社」(大和総研ロンドン事務所)  
Ibid, Privatization. pp. 391-392.

表 8 会社の営業費用と資本費用 ((1984-85年度))

機能	営業費用		資本費用	
	金額(M. P)	百分比	金額(M. P)	百分比
水供給	579	46.0	261	33.0
下水道	161	13.0	239	30.0
下水処理	366	29.0	148	18.5
水資源	54	4.5	27	3.0
内水排除	54	4.5	58	7.0
環境業務	40	3.0	3	0.5

出典：Department of Environment 1986.

表9 環境規制業務にかかる財政規模

区分	支出	収入	差
汚濁及び水質規制	22.5	0.3	-22.2
レクリエーション等	6.9	2.8	- 4.1
水運航行	4.7	1.8	- 2.9
漁業	8.6	4.4	- 4.2
計	42.7	9.3	-33.4

出典；斉藤，前掲論文

表10 水需要（許可をえた取水）（1989年）

(1,000m<sup>3</sup>/)

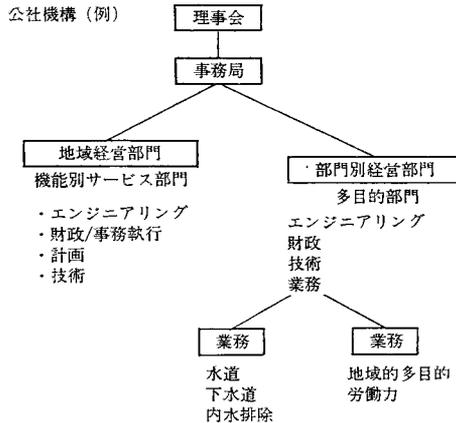
公 社	水道事業	工業用	電 力	農 業	水 耕 作	計
アングリアン	1,725	244	3	58	2	3,032
ノーサンブリアン	1,012	40	0	0	9	1,061
ノースウエスト	1,819	1,760	112	6	49	3,746
セバントレント	2,374	495	3,426	32	21	6,348
サザーン	1,280	114	1	14	278	1,687
サウスウエスト	531	110	72	33	198	914
テムズ	4,007	179	117	20	186	4,509
ウェールズ	2,149	277	3	18	88	2,535
ウェセックス	754	117	0	21	117	1,009
ヨークシャー	1,593	376	844	21	171	3,005
計	17,244	3,712	4,578	223	1,089	26,846
表流水	11,936	2,761	4,578	71	1,089	20,435
地下水	5,308	951	—	152	—	6,411
計-1979	16,267	6,762	12,710	245	回答なし	35,984
表流水	11,082	5,462	12,710	107	〃	29,361
地下水	5,185	1,300	—	138	〃	6,623
% 1987/1979	0.7	△ 7.2	△12.0	△ 1.2	〃	△ 3.6

出典；斉藤，前掲論文

図 1 イングランドおよびウェールズにおける水管理公社



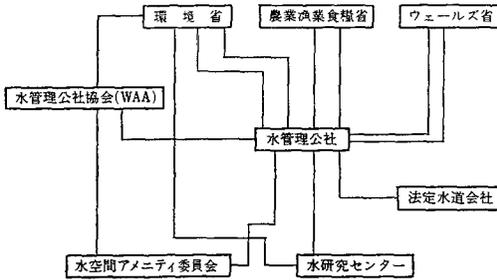
図 2 2 階層経営機構



出典：斎藤，前掲論文

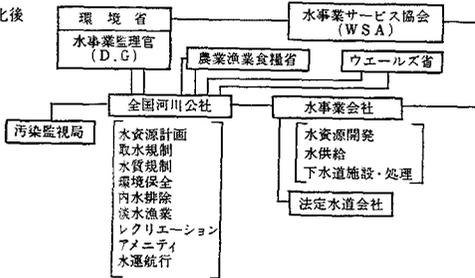
図 3

(1) 民営化前



○ 水に関するすべての業務を管理・執行する。

(2) 民営化後



○ 1987年民営化案再提案では、水供給および下水道施・般処理などは水事業会社に移転するものの河川管理および環境に関する規制的業務は全国河川公社に移管することとした。

出典；齊藤，前掲論文

#### 4. EC委，サッチャーを告発する

民営化が実施段階に入る直前の9月21日，EC委員会環境委員長カルロ・リパ・ディ・メアナ(Carlo Ripa di Meana)，は飲料水指令をないがしろにしているという理由でイギリスを欧州司法裁判所に提訴した。告発の内容は，1) EC指令のイギリス国内法への組み入れが不十分なこと(スコットランドの除外，食品産業への非適用，EC委の権限侵犯等)，2)一部地域で硝酸塩，鉛基準をクリアしていないこと，の二点である。<sup>(1)</sup>

EC委は、1973年に環境政策に関する原則を定め、6つのアクション・プログラム（汚染防止、エコロジー、自然資源の保護、生活・労働条件の改善による生活の質の向上、環境改善のための計画立案、外から持ち込まれる環境問題に協力一致して対応すること）を組み、それを実施してきた。ECの環境政策は、事後対策というより事前の自然環境保護に力点が置かれ、地域別のケース・スタディー、産業公害の防止、加盟諸国の計画上の協力、環境政策の調整を行うことになっていた。そして、とくに健康に重大な影響を及ぼすと考えられる産業分野や有害物質を取り扱う特別部門への措置として、指令(Directives)を発することになった。<sup>(2)</sup> 水質指令の第一号は、1974年11月に欧州議会で採択され、75年に施行された指令75/440で、表面水の水質に関するものであった。飲料水の水質規制をまずこのレベルから実施したのである。<sup>(3)</sup> 続いて、76年には有害物質の河川、沿岸海水、領海、および地下水への投棄・流入を規制する指令が、79年には地下水に関する指令が出されたが、水供給に関する重要な指令は80年に発効した指令80/778であった。EC委は、そこで消費者のために加盟諸国の飲料水の水質基準を標準化し、<sup>(4)</sup> 水評議会(Water Council; 加盟国から1名の主管担当者が参加する)を通じて各国に指令を早期に採択するように迫った。この指令にたいし、各国はEC委に「実施書簡」(Compliance Letter)を出し、実施を約した。いわば各国とも、一定の期間内に、一定の手続きを経て、この基準を国内法に組み入れる義務を負い、自国の飲料水基準をこの指令に合わせるようになったのである。また、この指令は、EC内の全ての水供給会社にも適用されることになった。<sup>(5)</sup>

EC委員会がイギリスを告発した背景及び理由をやや詳細に見てみよう。まず、背景については、実施時期に関するイギリス側の約束違反が挙げられる。当初、イギリスは指令を85年までに実施する旨EC委に約束していた。しかし、間に合わず、85年に再び水管理公社およびWAAに「指導書簡(Guidance Letters)」をだし、できるだけ早期に実施するよう要請すると同時に、EC委

にもその旨通知していた。ところが、89年水法の制定過程で、上述したように上院で93年適合の修正条項が可決されたにも拘らず、保守党はそれを下院で逆転させ、実施期限をさらに95年まで延長する姿勢を示した。これがEC側の不誠実と受け止められたのである。告発内容(1)のスコットランドの除外という問題は、具体的には鉛基準の問題である。スコットランドは鉛汚染がひどく、ECは17地区で実験を行い、基準を満たしていない地区が多いことから、早期に100%適合を達成するよう強く求めていた。<sup>6)</sup> また、食品産業に用いる水への指令の適用を怠っているのは、イギリスの食料品を購入しているEC諸国の人々の健康にたいする英国政府の責任を放棄するものだと非難された。

さらに、ECの飲料水水質指令には、「9条不適合」(Article 9 derogation, 永久的な不適合)と「20条不適合」(Article 20 Derogation, 一時的な不適合)が有り、後者は、EC委が、当該国に困難な事情があり、一時的不適合は止むをえないと認め、かつ当該国のその点に関する改善プランに同意する場合にのみ実施の延期が許されることになっていた(ちなみに、EC委は今後20条不適合の案件を増やすつもりはない、と述べている)。ところが、89年水法には、環境大臣に「一時的不適合」を認める権限を与えるかのような条文が含まれており、それがECのみが行使できる権限をイギリス側が奪うものとして、問題にされたのである。<sup>7)</sup>

(2)は、具体的には、硝酸塩基準をクリアーしていないという問題である。EC委は、アングリアン、サウス・イーストの流域で水質実験を行い、基準に達していないことを明かにし、イギリスは93年までに硝酸塩の最大許容限度(MACS, リッター当り50ミリグラム)をクリアーすべきだと主張し、それを受け入れないイギリスを告発したのである。<sup>8)</sup> これには前哨戦とも呼ぶべきものがあり、以前にも、両者はチッソ基準をめぐる厳しく対立していた。EC委は、80年代半ばにこの点について調査を実施し、3カ月、半年の平均値が、NACSをクリアーしていない公社があるとし、イギリスの環境省と適合判定

の時期について論争し、93年までに100%適合を求めていた経緯がある。<sup>(8)</sup>この問題についても、環境省は、あまり重要条件に関わっていない物理的、化学的基準については95年までに100%適合を、関わるものについては95%適合を主張し、譲らなかつたばかりか、その後さらに実施時期を延長したい旨を申し入れ、EC委の不興をかっていた。

今回のEC委の行動は、サッチャー政権をかなり動揺させた。環境大臣クリス・パテン (Chris Petten) は、EC側の責任者リパとの間の交渉で、上記の問題については既に妥協が成立したと信じ込んでいたからである。パテンは、(1)の鉛問題については、EC委が具体的に調査方法の問題点(蛇口をひねった直後の水で実験しているため、汚染パイプの鉛効果が否定されていること)を指摘し、改善を求めていたのにたいし、これを否定し90年までには鉛に関するMACS 達成の計画は終了するとEC側に説明していた。また権限の問題については、用語法の変更で了解済みとの感触を得ていた。(2)については、技術上の理由もあり93年までに実現するのは不可能だが、91—94年にかけてアングリアンの水質基準をレベルアップするよう心がけると表明していた。土地の取得、技術上の困難等の問題が生じないとしても95年までかかるとしていた当初の計画からすれば、この提案はEC側へのかんりの譲歩であった。パテンは、アングリアン公社の資本計画やイギリスの建設業界の能力不足、技術上の困難等を説明し、93年という期限の変更がやむを得ないものであることをリパに告げていた。実際、アングリアン公社自身、折衷案(他の水源の水と混ぜて硝酸塩濃度を低下させるというもの)を採らず、今後10年にわたり約2億ポンドをかけて実施する長期資本投資計画に沿って硝酸塩を削減する意向であることを、また年内に二つのイオン交換プラントを建設、稼働させることを言明していた。パテンの言い分はこうである。EC基準をクリアーするには、巨額の資本投資が必要である。そのための資金繰りは、民営化後の料金引き上げ、すなわちそれにかかる追加費用をカバーする新しい料金システムの導入による以外にない

とさえ言われている。そのような現状のなかで、指令の実施に前向きに取り組んでいるのだ、と。要するに、パテンとしては、EC側に最大限の誠意を示したつもりであり、リバもその点は理解してくれているものと信じていたのである。<sup>40)</sup>

しかし、リバはイギリス側の弁明を受け入れなかつた。リバはブリュッセルでの提訴決定の記者会見で、英国側の水質改善計画についての説得を訴訟の延期を図る一時凌ぎの策と非難した。また、彼は訴訟はイギリス国民に広く道徳的な効果を与え、飲料水基準の改善をスピードアップさせるであろうとも述べた。パテンは、このようなECの決定に戸惑いながらも、大旨次のようなコメントを行った。「EC環境委員会との話し合いにもかかわらず、訴訟行動にでたと聞いて驚いている。我が国ほど水質基準達成のための厳密かつ包括的な資金計画を準備している国は加盟国のなかには一つもなく、EC委はわが国の提案を受け入れてくれると思っていた。訴訟行動がなにを意味し、なにをもたらすのか、理解に苦しむ。水事業会社はいずれも水質基準を改善する計画を持っている。裁判所で争うとなると、いくら手続きが円滑にすすんでも、相当の期間を要するとみなければならない。それは、水事業会社が立てている計画のスピードに及ばないのではないか」と。<sup>41)</sup>

EC委の告発は、サッチャー政権だけでなく、イギリス国民にも驚きと不安を与えた。EC加盟国のなかで、まだ飲料水基準をクリアして国は、イギリスだけではなく、それ以外にも西ドイツ、イタリアなど6カ国もある。<sup>42)</sup>なぜ、イギリスだけが告発されなければならなかったのか。訴訟の直接的な動機としては、実施時期の遅延にたいするEC委の不快感が、とくに飲料水基準に従うための具体的な日程を民営化計画に合わせるのは困難とし、上院での修正条項をくつがえしたサッチャー政権への苛立ちがあったように思われる。実際、昨年89年6月の欧州議会選挙では、民営化とEC水質基準の問題はイギリスにおける選挙の一大争点とされ、国民の多くは水道事業の民営化にノーの回答を

出していた。それにもかかわらず、保守党は民営化を強行したのであって、それはEC委には、世論を無視したサッチャー政権の横暴と受け止められた。だが、それだけではない。EC委は、この間、欧州規模で水政策（水質規制、サービス、料金政策等）を統一的に実施する意向を明かにしていたが、それは、ほとんどの加盟国で水供給を公営企業が担っているという現行制度を前提に構想されており、公営経営形態のもとで水政策も十分に展開されると考えられていた。そして、イギリスの水管理公社は、この点ではEC側には、高く評価されていたのである。したがって、今回の民営化は、たんに水質規制のクリアーの問題ではなく、ECの今後の水政策にも否定的影響を及ぼす問題として受け止められ、EC側のその危機感があえて訴訟行動にまで踏み切らせたともてよい。

もともと、EC指令は、それを受け入れた各国に実施義務を生じさせるものの、司法裁判所の裁定が問題を解決できるわけではない。指令に関する裁定は、加盟国に制裁や罰金を課す権限を有しておらず、実施を命令できるような性質のものではないからである。<sup>44</sup> ましてや、イギリス側は基準適合を促進するためにこそ民営化が必要であるとし、真っ向から告発を受けて立つ構えを示しており、法廷でそう簡単に決着がつくとは思えない。リペ自身このことは十分承知していた筈である。それゆえ、問題の核心は、EC委が、なぜ、この時期に、指令の有する限界を熟知しながら、イギリスを告発したかにある。推測するに、EC委は、これをもって、飲料水指令の国内適合が遅れている国にプレッシャーをかけると同時にサッチャーのEC統合問題へのかたくなな対応にたいし政治的譲歩を迫ったのではなかろうか。EMS (EMU) 問題や社会憲章等でイギリスが異を唱える度に、すでに何度かEC委側は、ドロールをはじめとして、有力者が「見切り発車」論を主張し、イギリスに政治的ブラフをかけてきた。今回のEC委の措置は、それがたんなる脅しではないことをイギリス側に警告したものではないか。誰がみても、訴訟問題は、どこかで、政治的妥協が図ら

れる以外に解決方法はない。E C委は、この点を読んで、サッチャーを踏み絵にかける戦術に出たと考えられる。そこでサッチャーからなんらかの譲歩を勝ち取ればよし、たとえ勝ち取れなくてもそのような政府は国民的な批判のまゝで敗退すると思ったのである。もちろん、イギリス側も黙ってはいなかった。サッチャー自身がエコロジストに変身したし、また90年3月に12カ国の環境保護主義者の代表をハーグに集めて開催された北海（North Sea）汚染問題をテーマにしたコンファレンスでもイギリス側は、積極的な発言をくり返えし、取組みが遅れているE C環境委員会に圧力をかけた。イギリスだけが環境問題で「ダーティー・マン」のように思われているが、そうではない。北海東部の汚染には、西ドイツ、デンマーク、オランダ等が責任を負っている。スラッジのたれ流し、有害物質や廃物の海洋投棄の規則に、E C委はもっと真剣に取り組むべきだ、というのである。要するに、今回の訴訟行動の根底には、たんに水問題をめぐる対立というにとどまらぬ、E C委対イギリス政府、ドロール対サッチャーの統合のあり方をめぐる全般的対立があり、E C委側にとってみれば、それがもはや統合にとって抜き差しならない局面にまで到達しているという認識があったとみてよい。<sup>45</sup>

もともと、92年E C統合には、イギリス国内でも左右からの批判があった。左翼の批判は、市場統合は多国籍企業等の大企業に利益をもたらすものに過ぎず、労働者の権利や福利厚生といった社会的側面ではマイナスではないか、というものである。同様な批判は、弱体な産業や中小企業者からも寄せられている。これにたいし、右翼の批判は、統合は国家主権の譲渡を招き、ブリュッセルへの権力集中を生むというものである。<sup>46</sup> サッチャーは、この点では、右翼の見地に近いとみてよいが、かれらとは決定的に異なる点がある。欧州合衆国構想や欧州連邦といった政治的統合には断固反対しつつも、<sup>47</sup> 市場統一については、その積極的な推進者なのである。市場障壁を取り除き、単一市場を形成し、そこで企業を欧州規模で自由に競争させてこそ、「われわれは、日本、ア

メリカ、アジア・ニューズ等とよく戦いうる」というのが、彼女の一貫した主張である。だが、彼女のこのような EC 統合問題へのスタンスの取り方（政治的統合は受容できないが、経済的統合は賛成という）は原則的かつ明快であるがゆえに、かえってドローラの率いる EC 委と激しく対立するところとなった。

「夢想家対プラグマティスト」と評されている両者の対立は、社会・労働憲章、EC 通商政策、付加価値税の標準化の問題から治安対策、安全保障問題については言語の問題にまで微妙な影を落としているとみてよい。<sup>88</sup> 製品規格、交通・運輸政策、情報・通信政策、ドラック規制といった比較的技術的な問題といってよい分野でのみ両者は一致している、というのが現状である。

サッチャーの EC 問題への対応が、国の内外で激しい批判に晒されたのは、昨年の欧州議会選挙での敗北前後からである。彼女は「欧州合衆国」構想を愚考と攻撃したが、それはイギリスの孤立を印象づけることになった。彼女の「合衆国」攻撃にたいしては、「新ドゴール主義者」（フランス）、「近視眼のエゴイスト」（イタリア）、「驚くべき視野の狭い政治家」（ドイツ）といった批判が浴びせられることになる。また、これに呼応するかたちで国内の、しかも有力な保守党議員から、サッチャーの「合衆国」構想批判に非難が浴びせられることになる。前首相のヒースは、彼女の「政治統合」への懸念を「ばかげている」とし、また前国防相のヘーゼルタインも彼女の EC への態度を「目先の見えない、不承不承のもの」と非難した。<sup>89</sup> 1989年5月、EC 委が、イギリスの反対を多数決で押し切り、禁煙に関する新法を制定すると、保守党の内部にも、サッチャー路線はヨーロッパの大衆の気分からズレており、このままでは EC 問題を乗り切れないのではないか、という心配が広がっていった。<sup>90</sup> そして、欧州選挙の結果は、保守党の後退となってあらわれた。イギリス国民もサッチャーの EC 路線にはついていけないと答えたのである。<sup>91</sup> その敗因は、争点となった水問題と EMS (EMU) 問題で国民の信任を得られなかった点にあったが、サッチャー政権の内部分裂と威信低下を国の内外に印象づけたのは、後者

であった。

サッチャーは、1988年のハノーバー・サミットで統一通貨、中央銀行の構想が、ドロールとコールの連携で提起された時から、EMU構想に反対していた。昨年7月のマドリッド・サミットでは原則的にはERM加盟を認めたが、全面的に加盟するには3つの条件を整備されなければならないとした。1)国内インフレの鎮静、2)欧州単一市場の完成、3)域内金融・資本市場の完全自由化が、それである。<sup>23</sup>そして、その後もフランス、ドイツ等が金融自由化を完全に行ってから加盟するという条件を繰り返し強く主張した。これにたいし、ドロールは、92年はイギリス抜きでもスタートすると反発、両者の綱引きがつづいた。そのような状況のなかで、10月に突然、ローソン蔵相の辞任事件が生じることになる。辞任の直接的なきっかけは、彼とサッチャーの経済顧問アラン・ウォルターズとの金融・財政政策をめぐる対立というかたちを取ったが、その背景にはEMS問題についてのサッチャーとローソンの意見対立があった。サッチャーが非現実的の条件を課すことにより加盟問題の決着の引き延ばしを図っていたのにたいし、ローソンはEMSの為替相場メカニズムへの早期参加に積極的で、英国産業の国際競争力を有利に維持できる水準でポンド相場を安定させようとしていた。そこで、サッチャーはローソンを更迭し、政府内の意見対立の解消を図ったというのが、事の真相である。サッチャーは、蔵相にメジャー（当時、外相）を、外相にハード（当時、内相）を横滑りさせ表面を繕ったが、8月にもこの問題をめぐり外相をハウからメジャーに変えたばかりであったので、この事件を契機に一気に保守党内の足並みの乱れが顕在化し、保守党の党首選では反サッチャー派が対立候補をたてるのではないかと報じられるまでになった。<sup>24</sup>

サッチャーは、なぜ、かくも通貨統一と中央銀行の問題にこだわるのか。<sup>24</sup>その理由は経済利害、より正確には国際金融センターとしてのシティの利益の確保に関わっている。彼女の民営化路線そのものが、シティを基盤にいわば

シティとの連携、癒着のうえに推進されてきたことは先述した通りである。シティは、このまま ERM に参加した場合、その地位をフランクフルトに奪われないかと恐れていたのである。<sup>84</sup> これに対処する方策は、二つしかない。一つは、ECU (欧州通貨) の増加は不可避免的だとしても、ポンド・スターリング圏を堅持し、現行の G 5, G 7 等に見られる各国の中央銀行の政策協調 (金利, 通貨発行高, 為替相場等での) の域を超えるような単一通貨, 中央銀行の構想には断固反対することである。EMU は確かに、経済運営, 財政運営の権限譲渡を意味し、最終的には、国民経済の解体をもたらす可能性があるからである。もう一つは、大陸諸国, とくにドイツ, フランス, イタリアが金融・資本市場を完全に開放していない現段階で早期に加盟し、これまでの経験と実績により、欧州で不動の地位を築いてしまい、そのうえで92年を迎えるという戦略である。<sup>85</sup> シティ自身が、いずれの方策を採るべきかでもめていたわけだが、これを政治的に反映したのが、今回のサッチャーとローソンの対立であったといえよう。<sup>86</sup> サッチャーのいう「グレート・ブリテンのプライド」はシティの前者の路線を代表し、ローソンの早期全面加盟論は後者の路線及び英国産業連盟 (CBI) の利益を代弁していたといつてよい。ポンド高, 輸出不振に見舞われた産業界も、EMS 加盟はポンド相場を安定化させ、かつ有利な水準に導くことができるチャンスとみて、これに賛成する方向を打ち出していた。ただ、事が英国経済の今後の行方を左右するような大問題である以上、いくらサッチャーでも自己の政治信念と直感だけで片付けるわけにはいかなかった。その証拠に、彼女はローソンの後任に、同じ加盟賛成派であるが、より柔軟かつ従順なメジャーを据え、彼女自身もその後微調整を行い、現実の事態の進行に合わせいつでも軌道を修正できるようなスタンスを採っていたのである。<sup>87</sup> EMC の為替メカニズムへの加盟と欧州中央銀行の問題にどう対処するかは、EC がサッチャー政権に突きつけている最大の問題であり、水問題をめぐる両者の対立も、それがどの様な決着を見るかは、イギリス側のこの問題への対処と切り離

して語ることはできない。とりあえず、EC側は水訴訟で、見切り発車論がたんなるブラフではないこと、また場合によってはサッチャー政権の交代を希望せざるをえないことをイギリス国民に示した。EC問題にイギリスの政府と国民はどう対処するのか、返答を迫ったといってよい。今度はサッチャーが球を投げ返す番である。サッチャーは、シティの利害を優先させて判断することになろうがどのような決定を下すにせよ、それはサッチャー政権の命運ばかりか、イギリスの将来を賭けたいわば大きな岐路をなす選択になろう。

注(1) The Times, 1989. 9. 21. Ibid, "Prospectus", p. 53.

- (2) EC委員会は、次の四種の決定を行える。(1)規制 (Regulations)。これは、完全な拘束力を持ち、EC法として加盟諸国のすべての人に直接適用される。これに抵触する国内法は無効である。(2)決定 (Decisions)。これは、決定の対象となる諸国、事業、個人にのみ適用され、それを完全に拘束することになる。(3)指令 (Directives)。指令は、それが発せられた加盟諸国を拘束する。その形式や方法は国内法に合わせて書き換えることができるが、その内容は必ず国内法に具体化しなければならない。いわば一種の強制的な目標といってもよいものである。(4)勧告及び注意 (Recommendations and Advices)。強制的なものではなく、法的拘束力はない。ECの水質基準に関する指令は、いうまでもなく(3)に属する決定である。田中素香「EC統合」、阿部哲雄「EC市場統合への対応」を参照。飲料水基準の指令については、J. Dirickx, "The Water Supply in the Countries of the European Community".
- (3) 飲料水以外の水質一般の汚染防止に関する指令としては、海水浴のための海水水質基準 (76/160)、淡水魚類のための水質基準 (78/659)、甲殻魚類のための水質基準 (79/923)、スラッジの質の規制 (86/278) 等がある。
- (4) ECの水質基準を、日本と WHO ガイドラインとの比較で示しておく。(表1)。
- (5) 加盟諸国の水供給会社は、1974年にEC規模で EUREAU を創設した。この国際組織は、域内の水供給が現在抱えている問題や将来的な課題に責任をもって応えるために設置されたものだが、EC委員会のパートナーの役割を演じ、EC基準の設定にも専門家、技術者を派遣し、討議等をつうじて指令の作成に影響をあたえた。EUREAU は制度的な権限を有しておらず、ECの公式機関でもないが、ECレベルでの水法の制定に際しては、水質規制、水資源、汚染、公営事業システムの安全性、信頼性の問題等につつき、EC委員会に専門的立場から協力するよう要請されている。Ibid, "The Water Supply".
- (6) The Times, 1989. 9. 21. Financial Times, 1989. 9. 21.
- (7) The Times, 1989. 9. 21.

- (8) 硝酸塩の混入は、胃ガンや先天性のチアノーゼ症（ブルー・ベイビー）の原因になると、環境主義者から批判されていた。それにたいし、公社は、問題のノーフォク地域ではいずれの発生率も低い、それは自家の井戸等の汚染水によるものではないかと反発していた。硝酸塩残留分の数値が高いのはアングリアン流域であるが、それは集約農業で多用された農薬が地下に浸透し、地下水に影響を与えているからだと推測されている。The Times, 1989. 9. 21.
- (9) 齊藤, 前掲論文を参照。
- (10) Financial Times, 1989. 9. 21.
- (11) The Times, 1989. 9. 21. Financial Times, 1989. 9. 21.
- (12) リバは、イギリスのみ標的にしているのではないとし、ポルトガルを除き、実施を遅延させている全ての加盟国についても、同様な法的措置を採ると言明した。しかし、いまだ主要国を提訴していない。Financial Times, 1989. 9. 21.
- (13) Ibid, The Water Supply.
- (14) The Times, 1989. 9. 21. Financial Times, 1989. 9. 21.
- (15) フィナンシャル・タイムズは今回の訴訟を「EC委とサッチャーとの関係がうまくいっていないことによるもの」と見ている。この措置は、水道株への投資に影響を与え、とくにアングリアン公社への国民の信頼を動揺させるかもしれないが、民営化路線をそのまま走るべきだ、というのが同社の見解であった。訴訟の理由についてはほぼ同じ見方をしているものの、ザ・タイムズは「政治的には不安の経験を強えられる」という反応を示した。
- (16) THE TIMES, "GUIDE TO 1992" (1988年版), pp. 141-153.
- (17) 1988年、ブルグでの次のような発言がサッチャーの見解を如実に示している。「万事を中央集権的に運営してきたソ連のような国々が、成功の秘密は分権化と中央統制の廃止にあることを学ぼうとしている時期に、EC諸国のなかに時代逆行的な動きをしている国がある。なんと皮肉なことだろう」。また、次のようにもいっている。「いうまでもないことだが、域内の物や人の移動は、より容易に行われるようにしなければならない。だが、これは誰でも常識的に理解できると思うが、だからといって、国境管理を全廃することはできない。市民の安全を確保し、ドラッグ、テロリズム、不法移民の動きを抑制しようというなら、これは避けられない」。サッチャーは、単一欧州議定書 (the Single European Act) の社会的、政治的側面 (例えば、欧州中央銀行構想) について、最近まで「空想的」と見なししていたが、徐々に92年がたんなる市場開放を超えて進展していることを認めつつある。しかし、ヨーロッパ合衆国は、彼女にとって魅力あるものではなく、それにたいする警戒感はいまだ依然強い。
- THE TIMES, "GUIDE TO 1992", P. 10. and P. 141.
- (18) 社会・労働憲章については、昨年の1989年にストラスブルグで開催されたECサミットにおいて、英国はそれを推進しようとしているフランス、ドイツに強く反対した。「裏口から社会主義を導入するものにほかならない」、というのである。労働

者の権利を確保、伸張させるため、憲章は労働組合とコレクティブズムを強調しているが、それは経営者の手を縛り、せつかく「改善」された国内の産業・労働関係を再び破壊しかねないと懸念しているのである。競争政策については、ブリュッセルへの中央集権化とECの官僚主義的運営に反対していた。サザーランドのEC合併規制法案（項目的には買収の規模基準、事前届出制、待機期間、課徴金）に対し、英国は89年半ばまで否定的であったが、EC委が譲歩案を示したことや英国産業連盟（CBI）の会長バンナムが受け入れを説いたこともあって、最終局面でそれに賛成した。通商政策については、ヨーロッパ要塞化（＝保護主義）を否定し、「相互主義」の採用に消極的である。付加価値税に関しては、サッチャーは、これをEC次元で推進したクックフィールドを更迭し、かわりに自分により従順なブリタンを任命した。税制や経済運営に関わる事柄は国家主権に属し、EC官僚に委ねるべき問題ではないという姿勢を崩していない。さらに、治安、軍事のための警察、軍隊を欧州警察、欧州軍に発展的に解消しようなどというのは絵空事だとし、言語問題でもビジネスの世界では英語が世界語との態度を堅持している。THE TIMES, "GUIDE TO 1992." pp. 136-145 及び pp. 193-204.

- (19) THE TIMES, "GUIDE TO 1992," p. 14.
- (20) 当時、欧州議会代表であったブラムは「ECにたいし、それは必要に応じて協力する、主権国家のたんなる相互協力機関にとどまるべきだと注文する人々は、ECの性格を誤解している」とサッチャーを批判した。Op, cit. p. 14.
- (21) サンデー・テレグラフは「アンティ・ヨーロッパ主義であれば選挙に勝てるなどという判断は、表層的であり、誤っていた」と報じた。The Sunday Telegraph, 1989. 6. 18.
- (22) この3条件のなかで、最も重要なのは、EC水準をはるかに上回るインフレであり、これを抑制できないかぎり、EMSへの完全加盟は実際英国経済を混乱させるだけであると有力紙は報じている（The Times, 1989. 12. 14）。なお、ほかにFinancial Times, 1989. 7. 15. 田口将雄「景気減速とインフレに苦しむ英国経済」、エコノミスト, 1989. 12. 12を参照。
- (23) THE TIMES, "GUIDE TO 1992", p. 11. 黒岩徹「鉄の女、サッチャーは再び蘇る?」、エコノミスト, 1989. 12. 12. 当初、アントニー・メイヤーらの名前が挙がっていたが、副首相のハウが分裂は労働党を利するだけとしサッチャー支持を打ち出したため、保守党を二分するようなところまで事態は進まなかった。
- (24) 通貨統一のためには、それを発行・運営するための中央機関が必要だが、その創設は既存の中央銀行との関係をどうするかという問題を生むことになる。ドロールの中央銀行構想は、この点、三つの選択肢があるとしている。
- (1) 既存の中央銀行をヨーロッパのそれに置き換えること。
  - (2) 既存の中央銀行によるコントロールをうけいれながらも、ヨーロッパ中央銀行、ないし準備銀行を創設し、緩やかに前進するというやり方。
  - (3) 既存の中央銀行間の調整を強化することによって、この問題に対処するとい

うもの。

この選択肢のなかでは、(2)が最も現実的とされているが、いずれにせよ各国通貨とヨーロッパ通貨 ECU の並存と後者の発行高の増大は不可避的である。それゆえ、シティは、イギリスが中央銀行を政治力でロンドンに誘致するか、大陸と機能分担を二分しないかぎり、いずれを ECU を支える基軸国であるドイツ（フランクフルト）に中央銀行が設置され、シティの国際金融センターのとしての地位が低下するのではないかと恐れている。シティの懸念を代弁するように、サッチャーは、1988年ハノーバー・サミット直前の下院で、「自分が生きているうちに、欧州合衆国や中央銀行などはみたくもない、それは国会がなくなり欧州政府ができた暁に実現されよう」と語っている。また、サミット直後の下院で、英国の投票権が有効に働かず、多数決で中央銀行設立が EC で決定されたらどうするのかという質問に、「理論的にはともかく、実際的にはありえない」と答えている。現在の要求されているのは、そんな事ではなく、資本の自由移動、為替管理の撤廃、投資の自由化、金融サービスの自由化、ECU の使用の拡大だ、というのである。THE TIMES GUIDE TO 1992, pp. 122-123.

- (2) ロイド銀行は年報「国際金融の展望、1988年」で、通貨統合で傍流的位置に留まるなら、イギリスは孤立しようと警告し、証券取引所会長のニコラス・グッディソンも下院の委員会で「それはもはや夢ではなく、1992年以前に参加手続きを採らねば、ロンドン証券市場はその地位を失うであろう」と発言している。これら金融界の声をバックに、ブリタンは、「全面参加しても、シティはヨーロッパの金融センターとしての既存の地位を確保し、発展させることができよう」と述べ、またケネス・ウオーレンが纏めた下院の通商・産業に関する特別委員会の報告書も、できるだけ早い時期に加盟すれば、シティはヨーロッパ92年の金融的な通路たりうる」と述べている。THE TIMES GUIDE TO 1992, p. 120.
- (2) 賛成派は、EMS 為替メカニズムへの参加により、インフレを加盟国と同水準まで下方に抑制し、年15%もの変動で為替収益が差損をカバーできない現状を打開できる、と主張した。これにたいし反対派は、ポンド・スターリングの保護はイギリス国家独立のシンボルであり、ポンドは EMS と並存することにより、たんにヨーロッパでそうであるばかりでなく、国際的にも世界通貨として従来担ってきた役割を演じ続けなければならないと主張した。また、スターリングを対マルク相場の上限 (3.0マルク/ポンド) にはりつかせ、通貨の安定をはかっていたいわゆるシャドウイングの操作期 (1987年3月-1988年) は、信用膨張、インフレ圧力が加速し、災難を蒙った時期ではなかったか、加盟によりポンドはマルクに支配されてしまうのではないかと、といった反論がなされた。さらに、その時期、国内の信用規制と為替の安定が矛盾・対立する関係にあったことから、加盟は高金利政策によるインフレ抑制を困難にするのではないかと批判もあった。op. cit, p. 118-119.
- (2) 中央銀行には断固反対しながらも、ERM 加盟問題に関しては、サッチャー自身、時計の振子のように揺れている。92年以前には加盟しないといったり、次の総

選挙にまで加盟を決めたいといった具合で、いわばいずれとも解釈できる「柔軟路線」(The Times, 1989 12. 13.)に転換しているのである。したがってブリタン、ローソンを遠ざけながらも、メジャーが「イギリスはこの問題に熱心に取り組んでおり、将来にわたりECの一員で有り続けるというのは不動の原則だ」とスピーチしても、それは受け入れている。THE TIMES GUIDE TO 1992, p. 14.

表 1 水質基準の比較

水質項目	EC-DIRECTIVE		日本の水 質基準	WHO ガイドライン		
	GL	MAC		ガイドラ イン	R 1	R 2
*クロム		0.05		0.05	H I	I A
カドミウム		0.005	0.01	0.005	H I	I A
ヒ素		0.05	0.05	0.05	H I	I A
フッ素		0.7-1.5	0.8	1.5	H I	I A
硬度			300	500	A	I A
*カルシウム	100(Ca)					
*マグネシウム	30(Mg)	50(Mg)				
蒸発残留物		1500	500	1000	A	I A
*TDS						
フェノール類		0.0005	0.005			
陰イオン界面活性剤		0.2	0.5			
*洗剤 pH	6.5-8.5		5.8-8.6	6.5-8.5	A	I A
臭気	0	2(12°C) 3(25°C)	イジョウデナ イコト	イジョウデ ナイコト	A	I A
味	0	2(12°C) 3(25°C)	イジョウデナ イコト	イジョウデ ナイコト	A	I A
色度	1	20	5	15	A	I A
濁度	0.4	4	2	5	A	I A
トリハロメタン			(0.1)			DB
*クロロホルム			(*)	0.03	HO	DB
*プロモホルム						DB
*ジブロモクロロメタン						DB
硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素			10			I A
*アンモニア	0.05(NH4)	0.5(NH4)				I A
*硝酸性窒素	25(N03)	50(N03)		10	H I	I A
*亜硝酸性窒素		0.1(N02)				I A

*ケルダール窒素		1				
塩素イオン	25		200	250	A	I A
過マンガン酸カリウム 消費量	2(02)	5(02)	10			
一般細菌			100			*
大腸菌群			ND	アリ	*	*
シアンイオン		0.05	ND(0.01)	0.1	H I	I A
水 銀		0.001	ND(0.0005)	0.001	H I	I A
有機リン			ND(0.1)			
*メチルパラチオン						
*パラチオン						
銅	0.1		1	1.0	A	I A
鉄	0.05	0.2	0.3	0.3	A	I A
マンガン	0.02	0.05	0.3	0.1	A	I A
亜 鉛	0.1		1	5	A	I A
鉛		0.05(in run- ning water)	0.1	0.05	H I	I A
六価クロム			0.05			
*ジクロロプロモメタ ン						DB
トリクロロエチレン			(0.03)	0.03	H O T	C O
テトラクロロエチレン			(0.01)	0.01	H O T	C O
1,1,1-トリクロロエタ ン			(0.3)			C O
セレン		0.01	(0.01)	0.01	H I	I A

R 1...現行ガイドラインでの分類 [A...Aesthetic, HI...Health-related Inorganics, HO...Health-related Organics, T...Tentative]

R 2...改訂検討対象項目の分類 [IA...Inorganics & Aesthetic, DB...Disinfection By-product, O...Chlorinated Organics, M...Miscellaneous organics]

SDWA86...SDWA86 年改正での分類

[L...Listed, M...Monitoring, PL...Priority List]

R3, R4, R5...[F...Final, P...Proposed]

出典；厚生省水道整備課資料

## 5. 水道事業の民営化と M&A

1987年の総選挙での保守党の勝利により、本格的に動き始めた水管理公社の民営化計画は、法定水道会社のあり方にも多大な影響を与えることになった。すなわち、M&A等を通して29社の再編、グループ化が急速に進展し、<sup>(1)</sup> 株価が跳ね上がる<sup>(2)</sup> と同時に経営上多くの制限がつきまとう法定会社から株式会社

へ脱皮しようとする動き<sup>(3)</sup>が顕在化してくる。有力な法定水道会社は、民営化に対応し、それに対抗するため、自らサバイバル戦略を展開し、業界再編に乗り出していくのである。

M&Aそれ自体は、クロスボーダー取引や敵対的買収を含め、最近のイギリスでは、そう珍しいことではない。問題は、公益性の高い水産業界にジェネラル、リヨネ、サウアー（SAUR）という、フランスの三つの水道関連会社が買収攻勢をかけてきたことである。現在、この三者がほぼ完全買収している法定水道会社は8社（多数株支配を含めると10社）にのぼり、英国企業のパイ・ウォーター等による買収会社数（2社）をはるかに上回っている。<sup>(4)</sup> 法定水道会社は、水供給市場の約25%のマーケット・シェアを占めているといわれているが、この買収でフランス企業は法定水道会社のシェアの約半分を押え、公社を含めた全体で見ても、約13%を支配するに至っている。<sup>(5)</sup> 政府は、このM&Aに制限を課そうとしたが、時すでに遅く、政府が動き出す前に、買収は既に大方収まっていた。フランス企業は、政府が民営化法案に気を取られていた間隙を抜って、いち早く買収を実現してしまったのである。

しかし、M&Aによるこのような再編は、法定水道会社の独立性の維持という点では問題があったが、法定会社全体にとってはそう否定的なことではなかった。法定水道会社は、民営化する公社にたいし、この再編を通して業界としての共通利害に目覚め、89年はじめに、業者一体となって、水道事業料金の値上げを求め、政府と交渉に入ったのである。<sup>(6)</sup> 民営化される公社と同じ部門で、同じレベルの事業活動を行うには値上げ以外に道はないというのがその言い分である。また、新法制定後の89年秋には、料金規制のあり方をめぐって、環境省、水事業監理官と論争し、一定の譲歩を獲得しつつある。<sup>(7)</sup> 水事業監理官のイアン・バイアットは、自分は長期的には、株主というより（株主は経営資源の供給者として公正な収益を受ける権利があるが、それ以上ではない）、消費者の味方であるといいつつも、消費者がECや政府の求める水質基準、環境

改善を欲するなら、消費者はそれに代価を支払わなければならないとし、民営化される水事業会社にたいしいわゆる K ファクターの導入を認める方向にあった。<sup>8)</sup>したがって、法定水道会社が、この動きをとらえ、料金設定等で自分たちを規制している環境省にたいし規制緩和と料金値上げを求めるのは、水事業会社と法定水道会社間の水供給と配水の密接な分担・依存関係からいっても当然であった。

しかし、89年7月6日に女王の裁可で新しい水法が成立すると、まるでそれを見越して準備していたかのように、ジェネラルがすかさず法定水道会社3社の買収・合併計画を発表し、事件はたんに法定水道会社の再編にとどまらぬ、英仏の水事業戦争の様相を呈してくる。ジェネラルは、テムズ流域で既にリー・ヴァリー (Ree Valley) とノース・サリー (North Surrey) の二社を完全支配下におき、コルネ・ヴァリー (Colne Valley) とリックマンズワース (Rickmonthworth) の株式を一部取得していたが、計画はさらに後二社をリー・ヴァリーと合併させるというもので、<sup>9)</sup> 流域がロンドン近郊の人口過密地帯であったこともあって、イギリス国民の関心をひいた。ジェネラルは、この合併計画が認められれば、ノース・サリーと合わせて、280万人と3つの空港 (ヒースロー、スタンステッド、ルートン) に水を供給することになり、ロンドン北西部をほぼその支配下におくことになる。ただし、コルネとリックマンズワースについては、サウアーもかなりの株式を取得しており、この点では買取り等で調整の作業が残されているが、それがスムーズに運べば、(旧公社を含め) 水事業会社中第五位の大会社が誕生することになる。すでに、同じフランスのリヨネがノーサンブリアン、サウアーがサザーンの流域を中心に事業を拡大していたこともあって、この合併計画はフランス企業が生活に不可欠な天然資源を扱う公益事業に大幅に進出することにならないかと国民の不安を誘い、マスコミを賑わせることになった。ただ、新水法には、資産額が3,000万ポンドを超える水道会社二社以上が合併する場合は、その案件は自動的に「独

占及び合併委員会」(Monopolies & Mergers Commission, 以下 MMC と略す)に付託され(第29条第5項),調査を要する(第30条第1項)旨を定めた条文があり,上の合併計画はこの規定にあてはまる最初の事件となった。当然,ジェネラルも,このことは承知しており,三社(合併後は「スリ・ヴァリーズ」)は,合同記者会見で,合併理由として,1)建設中のアイバー(Iver),ボックス(Bucks)の大規模な水処理施設で三社は共同利害を有し,合併はコスト削減につながる事,2)合併によるグループ化は,最大の水事業会社テムズへの競争を可能にし,経済効率の向上につながる事等を挙げ,MMCが早期に調査を行い,計画を承認するよう期待している,と語った。<sup>40</sup>

この合併計画は,公正取引庁(Office of Fair Trade, 以下 OFT と略す)が水事業監理官イアン・バイアットから勧告を受け,貿易・産業相ニコラス・リドレーに助言し,彼がそれを調査に付すという手続きを経て,合併発表から6週間後の9月8日に漸く,MMCに付託されることになった。<sup>41</sup>問題は,付託手続きが,相当遅れたことである。ジェネラル側は,早期の調査を要求し,秋には,合併のための資金調達計画を発表,11月に予定されていた民営化のまゝに認可をうけ,年内に,料金改訂を含め,合併を実現したいと表明していた。付託決定の遅延は,政府が意識的にジェネラル側の意図をはずしたものと考えられる。この問題が,国民の水問題への関心を高め,民営化スケジュールに否定的影響を与えることを避けたのである。さらに,だめをおすように,リドレーは,この件に関しては,通常3カ月の調査期間を4カ月に延長し(因に,最長期間は6カ月),90年1月12日前後に調査結果を出すよう指示した。本法に基づく最初の付託であり,時間が必要というのが,その主たる理由であるが,真の意図はジェネラル側の年内合併を阻止することにあった。<sup>42</sup>

それでは,一体イギリス水産業に買収を仕掛けたジェネラルとはどんな会社なのか。ジェネラルは,世界最大級の地方自治体向けサービス会社であり,飲料水の配水事業で世界第一位,暖房等の熱供給事業でヨーロッパ第一位,また都

市の環境維持分野でも抜きんでており、そのグループは都市工学、住宅等建築事業でヨーロッパ企業の先頭に立っている。最近では、多角化戦略をとり、情報、ケーブルTV、自動車電話、不動産事業、水力発電所、農業用土壌・地力の維持・向上、健康サービス等にも進出している。<sup>13)</sup>

以下、ジェネラルの歴史とその経営概要を、“FRENCH COMPANY HANDBOOK 1989”に依拠して簡単に紹介しておこう。

1)歴史と経緯。ジェネラルは、1853年に、都市の水道事業をサポートする会社として発足した。フランスでは配水の60%が、私的な水道事業会社によって担われているが、ジェネラルは、そのなかでも最大規模の会社となっており、主要都市の2,200万人に、また国内工業地帯の多くに水を供給している。会社は、水事業から出発したが、年を経るにつれ、活動領域を拡大し、いまでは都市や企業を顧客に持つ、上述したような総合サービス企業になっている。70年代後半に多角化を行い都市工学・建設分野に進出したが、それを契機にグループの事業は一層拡大し、他の多くの都市サービスに進出し、情報部門でもフランスのトップクラスに躍りでた。また、M&Aを活発に展開し、自社の事業に関連する多くの優良会社を買収している。

2)資本金等。資本金、4,269.8\$m (1989年、ヨーロッパ76位)。年間売上高、12,632.0\$m (1989年、ヨーロッパ25位)。税引き前利益、350.2\$m。投資収益率、16.7%。従業員数、138,435人 (ヨーロッパ16位、1988年12月31日現在)。<sup>14)</sup>

3)株主構成。(1) Compagnie de Saint-Gobain, 8.6%, (2) Union des Assurances de Pari, 7.0%, (3) Schlumberger, 4.0%, (4) Compagnie Generale d'Electricite, 3.6%。1988年6月現在。

4)売上高分類 (連結決算ベース)。配水事業、16.0%。公共土木・建設事業、36.0%。熱エネルギー事業11.0%。水道工事事業6.0%。電気料金徴収事業8.0%。不動産事業5.0%。都市整備事業6.5%。住宅建設事業1.5%。燃料取引4.0

%。その他（情報、レジャーを含む）6.0%。1988年の数値。

5) 主要な国内子会社。ジェネラルは、グループの公開持株会社 Sahide（ジェネラルの持ち分95.44%）を通して、多くの企業を直接、間接に支配している。その数は、水事業関係で4社、熱事業関係で2社、電気料金関係で1社、都市整備関係で4社、都市工学・建設関係で5社、情報・レジャー関係で7社、健康産業関係で1社である。

6) 海外展開。ジェネラルは、配水、排水処理・漏水防止、土壌維持、有毒物の除去等に関しては、世界のトップ企業であり、ヨーロッパで活躍しているばかりか、最近ではM&Aを使って北米にも進出し、地方自治体、都市、産業企業を顧客に多様な事業を展開している。アメリカでは、ニューヨークに Monetary Inter. Corp を設け、そこをグループの投資・金融の拠点にして事業展開をはかっている。その子会社、関連会社の数は、水事業関連で6社（そのうち5社は持株会社 Anjou Inter. を通して支配）、熱、電気関係で5社、建設関係で2社（ジェネラルが過半数支配しているフランスの大手建設会社 SGE を通して）である。カナダの子会社は、水事業関係で1社、ケーブルTV関係で1社である。ヨーロッパでは、イギリスで八つの水道事業会社に関係し、ポルトガル、スペイン、イタリー、マルタ、その他旧植民地で水道事業を展開している。また、ジェネラルは熱・エネルギー事業をヨーロッパ規模で展開しており、世界のトップに位置するコンクリート・パイプの製造・敷設事業も30カ国以上の国で展開中である。

7) 研究・開発体制。不断に技術革新を追求しているが、とくに重点をおいている分野は、水質向上、バイオテクノロジー、廃水リサイクル、測定機器、エネルギー使用の効率化・極大化、及びこれらに関連するプロセスの技術開発であって、グループが開発した技術は、世界中で無数の特許を取っている。

8) 投資計画。グループの1986—88年の投資額は200億フラン（約37.5億ドル）にのぼり、88年だけで80億フラン（約15億ドル）である。

9)88—89年の経営戦略。次の四つの部門で国際化路線を採っている。水事業関係（給水、水処理施設）、その他の都市、産業向けサービス事業、公共土木・建設事業、情報産業が、それである。また、一方では健康、レジャーといった新しい急成長分野にも参入しつつある。

#### 10)経営指標。(表 6 参照)。

ジェネラルによるイギリスの法定水道会社の合併、買収活動は、その国際化路線に基づく世界戦略の一環をなすものであったといえよう。例えば、建設関係では、ジェネラルは、ヨーロッパ最大級のフランスの建設持株会社 SGE (Societe Generale d'Enterprises) の株式を 55.7% 掌握し、SGE を合併し従業員 60,000 人、売上高 330 億フランの欧州最大規模の建設会社を創設するという点で、世界 100 企業グループに入る筆頭株主 Saint-Gobain との間で合意を得ている。また、情報産業に関しては、アメリカの八大 T.V 制作会社のひとつ MTM を支配する TV サウス (TV SOUTH) の株式を 10% 取得し、フランスの有力なフィルム配給会社 U.G.C の株式を 20% 取得している。問題の水事業では、すでに世界最大の飲料水の配給会社になっていたが、最近スペインで第二位の水供給会社になり、Sierra Spring の TOB による買収によりアメリカ第三位のビン詰め飲料水のメーカーになっている。<sup>45</sup> こうした点から見ると、法定水道会社の買収に乗り出したジェネラルの狙いは、水事業のヨーロッパ制覇にあり、その橋頭保をイギリスに築こうとする点にあったのではないか。とすると、今回の法定水道会社の合併、買収は、ジェネラルのイギリス戦略からいっても序の口に過ぎず、その狙いは民営化された旧公社のうちの有力会社の買収におかれていると読めなくもない。不動産取得等がその狙いであるというのは、いささか事態を皮相に見すぎているものである。実際、イギリス側も、ジェネラルの経営戦略を見抜いたればこそ、この合併事件を、MMC に付託し、慎重な調査を行うことになったのではないか。実際、政府の苦慮を物語るかのように、調査期限の 1 月 12 日を過ぎても、MMC 報告書は

発表されなかった。リドレーがそれを受けとるのは、それから一カ月以上過ぎた2月27日であった<sup>40</sup>。

- 注(1) フィナンシャル・タイムズによれば、1989年11月25日現在でなお独立を保っているのは、以下の14社である。プリストル、ケンブリッジ、チェスター、チョルダートン&ディストリクト、コルネヴァリー、リックマンズワース、イーストサリー、ロートルプールズ、ミッドケント、ポーツマス、サウススタフォードシャー、サットンデストリクト、レクスハム&イース、サウススタフォードシャー、サットンデストリクト、レクスハムイーストデンバイシャー、ヨーク、がそれである。このうち、M&Aのターゲットとされた経験があるか、現在株式の一部を他社に取得、保有されている会社は8社もあり、それ以外に持株会社をつくり自らを所有している会社が一社、ペンション・ファンドで自らを所有している会社が一社ある。Financial Times, 1989. 11. 25.
- (2) 1986年まで、法定水道会社の株式は、固定的な配当を資本還元する方法で取引されていた。それが、公開会社化と相次ぐ買収のため、88年の29社全体の税引き前の利益総額は最小規模の公社の営業利益に及ばなかったのに、株価はハネ上がり、87年のクリスマスの日から88年の同じ日までに15倍以上になったといわれている。Financial Times, 1989. 11. 25.
- (3) 29の法定水道会社のすべてが、いまでは法律上の諸制限を投げ捨て、株主の賛成を得て、公開の株式会社に転換できるオプション権を有している。Financial Times, 1989. 11. 25.
- (4) Financial Times, 1989. 11. 25.
- (5) The Times 1990. 3. 20. 表1, 表2 参照。
- (6) 表3 参照。
- (7) Financial Times, 1989. 11. 25.
- (8) Financial Times, 1989. 11. 27.
- (9) ジェネラルは、イギリスでは持株会社ジェネラル・ユーティリティーズを通して9社の株を取得していた。“French Company Handbook 1989”, pp. 74-75.
- (10) The Times, 1989. 7. 23. 1989. 8. 29.  
Financial Times, 7. 23. 1989. 8. 29.
- (11) The Times, 1989. 9. 9. なお、イギリスの合併規制システムについては、OECD 編「M&Aと競争政策」(山本哲三, 平林英勝訳)を参照のこと。また、最近のMMCへの付託状況とその結果については表4, 5参照。80年代前半に比べ、後半は阻止される比率が下がっていることがわかる。なお、S. J. Gray and M. C. Mcdermott, “MEGA-MERGER MAYHEM” (p. 25-27)によれば、政府が、OFTの勧告やMMCの決定を覆すことはめったになかった。付託理由は、80年代半ばまでは主に競争効果と公共利益との関連に、それ以降はLBOの使用、TOBの場合の価格設定の仕方に重点がおかれたとのことである。

- (12) The Times, 1989. 9. 9. 調査期間の延長理由としては、ほかにクリスマス休日にはいるためといった（3 カ月でも入らない）、ザ・タイムズも指摘しているような、理由ならぬ理由を挙げている。
- (13) “French Company Handbook 1989,” pp. 74-75.
- (14) FT TOP 500; EUROPE, Financial Times, 1989. 12. 19.
- (15) “French Company Handbook 1989,” pp. 74-75.
- (16) The Times, 1990. 2. 28.

表 1 法定水道会社の所有者

水道会社名		公社区域	見積り保有率(%)	公共水道供給に占める割合(%)
GU(CGE)	Tendring Hundred	Anglian	95	4.8
	South Staffordshire	Severn-Trent	26	
	Folkstone	Southern	75	
	Mid-Kent	"	30	
	Colne Valley	Thames	28	
	Lee Valley	"	90	
	North Surrey	"	100	
	Rickmansworth	"	16	
Bristol	Wessex	30		
Lyonnaise des Eaux	East Anglian	Anglian	89	5.2
	Essex	"	95	
	Newcastle & Galeshead	Northumbrian	99	
	Sunderland	"	99	
	Bristol	Wessex	18	
SAUR	Eastbourne	Southern	75	3.1
	Mid-Kent	"	17	
	Mid-Sussex	"	100	
	Colne Valley	Thames	25	
	Rickmansworth	"	28	
	Chester	Welsh	11	
Bewater	East Worcester shire	Severn-Trent	86	1.3
	Bournemouth	Wessex	24	
	West Hampshire	"	75	
Southern Water	East Bourne	Southern	25	0.3
	Falkestone	"	25	

出典：「英国水道公社」(大和総研ロンドン事務所)

表2 水道会社の市場占有率および収益

	水道会社の数	地域人口 (%)	収益 (百万ポンド)
アングリアン	4	38	54
ノーサンブリアン	3	54	39
ノースウエスト	—	—	—
セバートレント	2	17	38
サザーン	6	47	58
サウスウエスト	—	—	—
テムズ	7	34	106
ウェールズ	2	9	8
ウェセックス	4	60	44
ヨークシャー	1	25	4
計	29	25	351

(注) 水道会社のうち22が全部または一部を買収されている。出典；斉藤，前掲論文

表3 各家庭が支払う料金合計と人口密度(1988/1989年)

	平均料金額 (ポンド/家庭/年)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
アングリアン	135	195
ノーサンブリアン	95	281
ノースウエスト	99	474
セバートレント	98	385
サザーン	116	378
サウスウエスト	128	136
テムズ	93	889
ウェールズ	135	144
ウェセックス	125	243
ヨークシャー	105	344
計	107	332
注 各家庭から支払う 上下水道料金の中に 占める水道料金%		
公 社	50	300
水 道 会 社	45	452

1988/1989年における公社の平均水道料金は一使用者当り年間約50ポンド(12,500円)で、法定水道会社の場合は約45ポンド(11,250円)であった。後者が低い水道料金となっているのは、人口密度の高い地域を抱えていること、また、地下水揚水の割合が公社より高くなっているため、水源、浄水コストが低いことによるものと考えられる。出典；斉藤，前掲論文

表 4 MMC に付託された TOB の件数 (1980-88年)

Year	No. of referrals	No. abandoned during investigation	Pending	Blocked	Cleared		
					Failed takeover	Successful takeover	Proposal abandoned
1980	5	1	—	1	0	3	0
1981	8	1	—	5	0	2	0
1982	10	2	—	4	2	2	0
1983	9	2	—	4	3	0	0
1984	4	1	—	0	2	1	0
1985	6	2	—	0	1	1	2
1986	13	7*	—	3	0	3	0
1987	6	0	—	3	0	3	0
1988	6	2	2	2	—	—	—

Source: Office of Fair Trading, Annual reports of the Director General of Fair Trading.

\* ギネスのディスティラーズ買収事件, インベリアルのエナイティドバスケット買収事件も含まれている。

表 5 MMC 調査一覧表 (新聞合併含む) 1984-87年

Bidder	Target	Outcome
1984		
Lonrho	House of Fraser	Not against the public interest
Scottish & Newcastle	J. W. Cameron	Proposal abandoned
Dee Corporation	Booker McConnell	Not against the public interest
British Electric Traction	Initial	Not against the public interest
1985		
Imperial Group	Permafex	Proposal abandoned
Scottish & Newcastle	Matthew Brown	Not against the public interest
British Telecom	Mitel	Against the public interest but allowed to proceed by Secretary of State
McCorquodale	Richard Clay	Proposal abandoned
Elders	Allied-Lyons	Not against the public interest but proposal abandoned
BET	SGB	Not against the public interest but proposal abandoned
1986		
GEC	Plessey	Against the public interest

Imperial Group	United Biscuits	Bid initially referred then laid aside and UB bid unsuccessfully for Imperial
Guinness	Distillers	Bid initially referred but laid aside and new bid launched
Cope Allman	Firth Cleveland Strip	Proposal abandoned
Norton Opax	McCorquodale	Not against the public interest
Hillsdown Holdings	British Sugar	Proposal abandoned
Tate & Lyle	S. & W. Berisford	Against the public interest
London International	Wedgwood	Proposal abandoned
P&O	European Ferries	Not against the public interest
Ferruzi	S. & W. Berisford	Against the public interest
Trusthouse Forte	Assets of Hanson Trust (i. e. Imperial Group's restaurants)	Not against the public interest
Strong & Fisher	Garnar Booth	Proposal abandoned
Gulf Resources & Chemical Corp.	Imperial Continental Gas Association	Proposal abandoned
1987		
Co-operative Wholesale Society	House of Fraser Funeral Division	Against the public interest
Swedish Match	Wilkinson Sword from Allegheny Int.	Not against the public interest
MAIPLC	London & Continental Advertising Holdings	Against the public interest
British Airways	British Caledonian	Not against the public interest
Warner Communications	Chappell & Co.	Not against the public interest
Book Club Associates	Leisure Circle	Against the public interest

*Sources* : Office of Fair Trading, Annual Reports of the Director General of Fair Trading ; Monopolies and Mergers Commission.

表6 ジェネラルの業績と財務指標(連結ベース)

単位: 百万フラン(但し, \$1987はドル表示)

	1983	1984(2)	1985	1986	1987	\$1987	1988
Total revenues	29,790	39,901	44,231	48,039	52,967	\$ 9,919	Estimated full-year consolidated revenues:
% change	+ 11%	+34.3%	+10.8%	+ 8.6%	+10.3%		FRF 83 billion
% international	14.4%	14.8%	12.4%	12.5%	12.6%	\$ 231	(including SGE),
Operating income	998	1,124	1,164	1,077	1,283	\$ 732	FRF 16 billion
Cash flow	2,112	2,880	3,069	3,210	3,909	\$ 196	generated outside France;
Net income <sup>(1)</sup>	417	496	603	766	1,047	\$ 789	group's share of consolidated profits:
Working capital	n. a.	\$ 1,149	approximately + 30%.				
Equity investments	1,247	1,547	1,706	1,704	4,214	\$ 290	Jan. 1 through Dec. 31 share price range:
Total assets	25,679	32,041	35,178	42,822	49,597	\$ 154	FRF 1,640/880.
Long-term debt	1,459	2,490	2,579	4,085	4,540	\$ 14.05	share price: FRF 1,695
Stockholders' equity <sup>(3)</sup>	3,819	3,782	3,942	5,279	6,135	\$ 82	
Number of shares outstanding	11,241,385	11,241,385	11,241,385	13,489,661	13,948,356		
Price range	high 608	602	940	1,688	1,550		
low 296	487	529	877	820	820		
Earnings per share	37.10	44.10	53.70	56.70	75.06		
Price/earnings ratio	12.2	12.3	13.7	22.6	15.8		
Dividend per share	17	18.75	21.50	22	25		
Book value per share	340	336	350	391	440		

Notes: (1) excluding minority interests

(2) certain figures not fully comparable to previous year due to use of New Accounting Plan

(3) after appropriation of net income

## 6. 水道株の売却とフランス企業の動き

さて、このような事件を抱えたまま、民営化のスケジュールは着実に進行した。89年11月下旬には、売却時の普通株一株当りの価格は10社一律で約240ペンス（三回の分割払いで第一回目の支払い額は100ペンス、なお一株価格は市況により5ペンス幅の上下有り）、その株式価格の総額は額面で22億ポンド、市場価格で53億ポンドになると見込まれ、ブリティッシュ・ペトロレウム（70億ポンド）、ブリティッシュ・ガス（54億ポンド）につぐ、史上三番目の規模になることが、明らかにされた。10社は、配当に格差を設け（平均8.55%、トップのテムズと最下位ランクのサウスウェストで、約1.5%の格差）、人気を均等させ、地域住民に関連コミュニティの水事業会社の株を取得するよう誘導した。会社は、テムズ、セバーン・トレント、サザーン、ウェセックス、アングリア、ヨークシャー、ノース・ウェスト、ノーサンブリアン、ウェルシュ、サウスウェストの順位でランクされ、上位三社で株価総額の三分の二を占めると予想された。なお、下位会社の高配当政策には、株価を高水準にはりつけ、買収を予防しようという思惑もあったとされている。<sup>(1)</sup> 10社の株式は一挙に100%売却されるが、そのうち23.55%は一般大衆に、55%は金融機関に、18.5%超が海外投資家に、残りが水事業会社の従業員に割り当てられ、海外需要が低迷し、割当回収分が相当出るような場合には、その分大衆割当分に追加されるものとされた。<sup>(2)</sup> 政府は、今回の水道株の売却にあたっては外国人投資家の参加強くを打ち出した。<sup>(3)</sup> アメリカ（9.7%）、カナダ（11.5%）、ヨーロッパ（26.2%）、日本（52.6%）<sup>(4)</sup> に、10社のパッケージ株（単位1,000株）を、国内で申し込みが過剰になった場合には一部回収するというオプション権付きで、2割近くも割り当てるという手を打ったのである。

こうしたなかで、イギリスでは、12月6日の株式申し込み締切日までに、大衆の応募が殺到し、海外でも好評のうちに、売却準備はすべて整った。翌12月

7日には、大衆の応募倍率は、10社加重平均で2.8倍。パッケージ株で発行高の3倍に及んだことが発表され、海外投資家分の株及び国内の機関投資家分の株の一部を回収し、個人投資家に振り向けなければならなくなった（大衆向け株数の応募倍率が1.75倍になると前者の措置が、また2.25倍になると後者の措置が採られることになっていた）。<sup>[5]</sup> これにより、個人投資家には株式総発行高の44%（約29億株）が割り当てられることになったのである。政府はすでに個別的には応募が十分でない水事業会社が出そうであるというので、居住している地域の水事業会社を選択投資した者には、支払い総額の割引やボーナス株を分与するという「呼び水」政策を展開していたが、それが効を奏したとみてよい。<sup>[6]</sup> 売却日12月12日には、約270万人（うちチームズだけで約67万人）の申し込みが受理され（B・Gの400万人に次ぐもの）、応募倍率は総売却株数の5.7倍（回収後の倍率は、2.8倍）に達したと発表された。<sup>[7]</sup> したがって、大衆向け株式は、従業員分をあわせて上限の約44%になることは確実になり、株価にも相当のプレミアムがつくことが予想された。<sup>[8]</sup>

表A 水道株応募状況

	応募者数	割当株数	(回収後の) 応募倍率	地域住民 株主数	その比率
Anglian Water	267.8	300.5	2.2	142.9	53
Northumbrian Water	262.1	275.6	9.0	46.6	18
North West Water	234.4	265.4	1.6	137.0	58
Severn Trent	306.8	306.4	1.8	186.2	61
Southern Water	257.4	261.5	3.4	128.6	50
South West Water	126.7	146.8	2.6	32.3	25
Thames Water	669.0	777.9	4.3	440.5	66
Welsh Water	137.2	138.8	2.1	58.3	42
Wessex Water	185.8	193.2	4.0	82.6	44
Yorkshire Water	202.8	241.8	2.6	93.7	46
TOTAL	2,650.0	2,908.0	2.8	1,348.7	51

出典；The Times. 1989. 12. 12.

12月12日に、10社の株式が売り出され、パッケージ株を含め、その市場価格は、以下のような値をつけた。水道株は予想以上の活況を呈し、金融新聞は「その上場はまばゆく、商いも盛んであった」と評した。<sup>9)</sup> だが、水株の売却は、その表面的な成功にもかかわらず、従来の民営化株の売り出しとは、いくつかの点で決定的に異なっていた。まず第一に、この活況は多分に人為的につくられたものであった。このことは、株の売却に巨額な費用が投じられたことから明かである。10公社は、それぞれ専門のアドバイザー会社を雇い、海外で募集を働きかけたこともあって、その費用は総額で6,200万ポンドにもなったといわれている。<sup>10)</sup> この数字は従来の民営化にかかった費用の約3倍の大きさである。政府が民営化についやした費用も、引受手数料の支払いだけでも4,480万ポンドをゆうに上回ったと推定されている。いわば、鳴物入りで、水道株を売却したのである。第二に、国外での売却に際し、水道事業の民営化をめぐる、上述したようなさまざまな問題点をいっさい報告せず、それを単なる高配当証券として販売したことである。とくに、海外売却株の約半分を占める日本でこ

表B 水道株初日に株価

Companies	Open	Close	Volume
Anglian Water	140p	148 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> p	64million
Northumbrian	168p	157p	14million
North West	142p	135p	74million
Severn Trent	135p	131p	72million
Southern Water	141p	141p	29million
South West	143p	147p	34million
Thames Water	140p	146p	54million
Welsh Water	138p	141p	28million
Wessex Water	148p	154p	24million
Yorkshire Water	143p	149p	40million
Package	1,430p	1,395p	220,000

出典；Financial Times. 1989. 12. 13.

れは顕著であって、日本の投資家はほとんど民営化をめぐるイギリスの内外での論争をほとんど知らされていなかった。水道株はアメリカでも、フランスでも好評でであったが、アメリカでは、水事業会社についても株主の大衆化がすすんでおり、彼らと機関投資家が、自国の公益事業体のそれとの対比で、高利回りと株価の低さに魅せられて購入に走ったようである。フランスでも、個人割当分へのオファーは順調であったが、それは自国の水事業会社がイギリスで攻勢にでることを期待しての人気と推測されていた。<sup>41</sup> 第三に、民営化にたいし、イギリス国民の意識、行動様式が微妙に変容していたことである。オブザーバーのハリス世論調査では、個別面談調査の対象となった1,106人のうち79%が主に環境問題への不安から水道事業の民営化に反対していたが、そのうちの13%の人々が水道株の購入を希望していた。<sup>42</sup> フィナンシャル・タイムズも、「原理的には民営化に反対し、しかし政府が儲けさせてくれるというなら株を買おう」というのが庶民の声だとし、キングズクロス駅の新聞売りの女性の声を紹介していた。<sup>43</sup> 11年に及ぶサッチャー長期政権下の相次ぐ民営化のなかで新中間層が形成され、彼らが日本人と同様財テクに走ったといわざるをえない。<sup>44</sup> 第四に、M&Aが株価をつり上げている可能性が高かったことである。すでに、29の法定水道会社は、買収・合併を通して再編され、独立会社と呼べるものは約半数に減っていた。したがって、同じことが民営化される水事業会社に起こらないとは誰にもいえない状況にあった。

しかし、水道株で確実に利益を享受したのは相変わらずシティであった。かのフィナンシャル・タイムズでさえ、今回の大商いにシティは満足していると報じながらも、シティは前もって公社の経営的能力を過小評価し、環境規制の問題等もあって営利事業体としての将来をさほど期待できないと株式発行に消極的態度をとることにより、政府に安値の株価設定を強い、たやすく利益を積み上げたとシティの利殖法を厳しく批判した。政府は、約77億ポンドの資産を有する10公社を53億ポンドで安売りした。国民の財産はタクスペイヤーにも株

主になった国民にも均等には配分されていない。水事業会社の総資産額と株価総額の差は、後者が前者を反映すれば、その大部分がシティの懐に入るというのである。そして、この点で三回の分割払い方式は、シティの利益を決定的なものにする、いわば「カード・トリック」だというのである。<sup>64</sup> 労働党は、従来から水道事業の民営化を批判し再国営化を宣言していたが、国民の間にも、株の売り出しを契機に、市場の活況とは裏腹に、民営化の正当性に懐疑的な声広がっていく。そのような状況のなかで、12月19日に国民を驚愕させる事件が新聞で報じられた。法定水道会社を数社支配しているフランスのリヨネが、3公社の株式取得に動いているというのである。<sup>65</sup>

リヨネは、12月18日に、約5,000万ポンドを投じてアングリアン、ウェセックス、セバントレントの株をそれぞれ9%、6%、2%取得したと発表した。リヨネは、すでに法定水道会社を4社をほぼ完全支配下においており、いよいよ本格的にイギリスの水事業会社の買収に乗り出したのではないかと国民の注目を集めた。リヨネは、1880年にフランスで設立された、ジェネラルに次ぐ第二位の水道・多国籍企業であって、<sup>66</sup> 92年統合に焦点を定めそれまでに売上高の半分は国外であげるというのを目標に、ヨーロッパを中心に極東、アメリカ、アフリカでM&A等の手段を駆使して積極的に国際化戦略を展開していた。同社の副社長クリスチヌ（Christine M. Postel）女史は、3社の株を、一週間で入手したことを明かにしたが、グループの持株としてはこれが最高限度のものであり、これ以上の買い増しは考えていないと発表、買収を進める可能性については、明言を避けた。フランス企業が民営化株を購入するのは予想されていたとはいえ、リヨネの素早い行動は業界を驚かせた。リヨネは、アングリアン流域に二つの法定水道会社イースト・アングリアンとエセックスを所有しており、今回のアングリアン水事業会社の株式取得により、三社の共同事業<sup>67</sup> や株の持ち合いが可能になった。また、ウェセックスでは、法定水道会社ブリストルに資本参加（18%）しており、同じようにブリストルの大株

主である自国のジェネラル（30%）がウエセックス水事業会社にM&Aをかけるような場合には、連動してそれに参加し、取締役会に席を占めることができる立場にある。だが、フランス企業が、法定水道会社と同じように水事業会社を買収できるわけではない。水事業会社は、政府が保有する「特別株」により、外国企業をはじめ他の企業の支配から守られているからである。<sup>24</sup> 外国企業は、このゴールデン・シェア（特別株の俗称）により、水事業会社の株を15%を超えて所有することはできないとされている。しかし、フォードによるジャガー買収の事例もある。リヨネが長期戦略にたって水事業会社のM&Aを目論んでいる可能性も高い。<sup>25</sup> リヨネはこの株式投資により10%を超える高配当を受けられるのであって、投資費用の観点から見ても、投資効率はそう悪くはないからである。また、特別株規制は、5年後（1994年12月）に効果を失うので、フォードのように、15%近く取得しておき期限切れ後に一挙にTOB等で買収にできる作戦も十分に考えられるのである。

したがって、問題は、フランスの他の二社、とくにジェネラルがどう動いたかにある。フィナンシャル・タイムズがいうように、ジェネラルが、大商いのあった売却直後の最初の一週間にリヨネと同じ行動をとっていたとしても何の不思議もないのである。<sup>26</sup> この点、ジェネラルは沈黙を守っていたが、その規模、資金力、国際買収戦略からM&Aのうわさが流れ、その場合、傘下会社の地域的關係からいって、チームズが第一候補ではないかと思なされていた。チームズのロイ・ワッツは、1月8日に、半期の売上高（約3億ポンド）、税引き前利益（8,140万ポンド）及び予想年間配当（9.72ペンス）等を発表した。その際、株主構成については、67万人のうちの61万5,000人は500株以下の小株主にすぎないとし、ノミネー（nominee、株式名義人を指し、会社の支配者を問題にする場合は、この背後に隠れている真の所有者が問題になる）<sup>27</sup> をわざわざ鮮明にするため会社法第212条を使うつもりはないとし、この問題に立ち入るのを避けた。<sup>28</sup> しかし、MMCの調査結果報告が予定の1月12日にな

ってもでなかったこともあって、ジェネラルがチームズを狙っているのではないかとの噂は消えず、2月中旬に株価が上昇した時も、そのことが話題にされたのである。<sup>24</sup>

これにたいし、同じくイギリスの法定水道会社に利害を有する第三の会社サウアー（フランスの大手建設会社ブイグ Bouygues<sup>25</sup> のイギリス子会社で、水道会社のビッグスリーの一角をなしている）は、ジェネラル、リヨネとは、やや異なる戦略を採っている。サウアーは、合弁事業や技術提携等の共同事業を通していわば友好的な企業結合を進めており、<sup>26</sup> 同社が、たとえ民営化株の取得に走っているとしても、そのM&Aは「敵対的なものではなく、他社の同意をとりつけたものとなろう」といわれている。サウアーの会長ジョン・スタンスビー（John Stansby）は、民営化株の取得について、「その可能性を排除するものではないが、今のところ特別な計画があるわけではない」と語っている。

ジェネラルは、ようやく5月になってノース・ウェストの株を2.3%取得していることを、また6月に入りセバーン・トレントの株式を4.04%保有していることを正式に認めた次第である。<sup>27</sup> また、サウアーも、1月末に、ウェルシュと合弁事業を設立していた。

それでは、一体、今後この買収問題はどのように推移し、どのような決着をみるのであろうか。それを知るうえでポイントをなすのは、ジェネラルの法定水道会社3社の合併申請が認可されるかどうかである。認められればそのM&Aはいよいよ本丸へと向かうであろうし、阻止されればの表面的な動きは暫く停止状態に入ろう。MMCの報告書は、約1カ月遅れて本年2月12日に貿易・産業相のリドレーに手渡されたのだが、彼は、メリット（低料金、消費者の利益）がデメリット（会社間の競争の阻害）を上回るという理由で合併を承認するMMCの結論に同意しなかった。3月26日にリドレーは独立法定水道会社の数が減少することに対する懸念が政府、環境省にあると記者発表し、5月初旬に

案件を水事業監理官イアン・バイアットに再び付託する措置をとった。<sup>88</sup> 更に3カ月をかけて審査するよう命じたのである。これは異例のことだが、すでに法定水道会社29社のうち20社がフランス企業の支配下、または影響下にあることを考慮すれば当然の措置といってよい。この点、ジェネラル側はクリアーに自信をもっているようだが、水道事業という産業の有する、国民に安全、良質な水を提供するという高い公益性、公共性を考慮すれば、認可がおりるかどうかは微妙である。リドレーも、バイアットも、フランス側のこれ以上のM&A攻勢を防ぐという意図もあって、料金面すなわちK値で相当の譲歩を引き出せないなら合併を認可しないとの立場に立っているからである。今回の審査では、その競争阻害的側面と消費者利益の増進が厳しく比較衡量されることになろう。元来、競争政策を推進している立場からいって政府はこの合併計画を認可せざるをえない状況にある。だが、それを簡単に認めると国家責任の問題が浮上しかねない。したがって認可の条件を厳しくし、法定水道会社の持株状況の改善やKファクターの引下げで大幅な譲歩を獲得すべく、最後まで難色を示すことが予想されるのである<sup>89</sup>。また結論が出るまでは、フランス企業も水面下ではともかく表面的には、派手なM&A活動は暫く見合わせざるをえないであろう。<sup>90</sup> それがイギリス国民の間で話題になり、ナショナリズムを煽り、サッチャー政権への批判が高まるほど、イギリス水産業への投資は無駄になる恐れがあるからである。労働党に政権が移れば、適当な時期に水道株を安値で買い取るという再国営化宣言<sup>91</sup>が実施される可能性が高く、売却損をだす恐れがあるからである。

注(1) Financial Times, 1989. 11. 20.

(2) Financial Times, 1989. 11. 23. Ibid, "Prospectus." pp. 10-11.

(3) 政府は、これまでの民営化では、ブリティッシュ・スチールを例外として(33%)、通常は民営化株を海外で20%に近い比率で販売したことはない。高率の海外売却は、イギリスへの株の還流を引き起こし、市況に悪影響を及ぼすことが懸念されていたからである。もし、水道株でそのような事態が発生したら、政府は売却引受手

の海外シ団に1,200—1,900万ポンドも支払っていたことから、国内批判が沸騰しようとの見方もあった。現実には政府が最も恐れたのは、パッケージ株が発行後分解され、一部の株はその純資産額に応じて割引値段で取引されることにならないかということであった。そのため、政府は外国人投資家にパッケージを解かないよう説得し、SEAQ（証券取引所の自動相場サービス）で、少なくとも最終分割払いのすむ91年7月まではパッケージ取引に便宜を与えることを条件に、海外の証券会社、ブローカーにパッケージのままでの取引を委託した。それにしても、それ以降は、多角化を実施している上位の水事業会社以外の株は早期に国内に還流するのではないかと予想されている。Financial Times, 1989. 11. 23.

- (4) 日本での売り出し条件は以下の通りであった。1) 主な担当証券会社、大和証券、2) 株数とその形態、212,560,000株、10社のパッケージ株、3) 申し込み単位、パッケージ単位1,000株、4) 売り出し価格と支払い方式、1株240ペンス、申し込み単位で2,400ポンド、3回の分割払い方式（第1回、平成元年12月13日—100ペンス、第2回、平成2年7月31日—70ペンス、第3回、平成3年7月30日—70ペンス）。5) 支払い金額、為替時価で換算された金額。ちなみに、第1回目の相場は、1ポンド226.81円（12月12日の為替相場）。6) 公募開始日、12月7日。水道株の売り出しにたいし、大蔵大臣は、市場に上場しなくても割当株を公募してよいという特別の優遇措置をとった。これまで外国企業による日本での社会的資金の獲得には厳しい制限が課せられていた。すなわち東証市場に上場すること（これだと事実上、大企業のみ可能ということになる）、それ以外に私的に株式投資を募集したり、その割当を行う場合は、別の厳しい規則（金融機関の数の制限等）によって、資金募集が制限されていた。しかし、このケースでは、新しいルール（OECD加盟国で、その株が企業の母国で上場されており、1株利益が額面価格の20%ならば、東証に上場しなくても、株の売却は可能というもので、アメリカの資本市場開放要求に応じてつくられた）が適用されたわけである。水道株は新規規則が適用された第二番目のケースとなった。イギリス側は、この措置を日本市場へのアクセスを容易にし、本年予定されている電力会社の民営化にも道を開いたものと高く評価すると同時に、低配当で国債利率さえ5.5%の東京市場において、為替の変動に不安はあるものの、高配当の水道株は人気を呼ぼうと予測していた。Financial Times, 1989. 11. 23. Financial Times, 1989. 12. 6.
- (5) Financial Times, 1989. 12. 6. Financial Times, 1989. 12. 8. Financial Times, 1989. 12. 10. Ibid, "Prospectus", p. 10.
- (6) Financial Times, 1989. 12. 10. Ibid, "Prospectus", pp. 88-92.
- (7) The Times, 1989. 12. 12. "Water Bulletin", 1990. 2. 2. "Water Bulletin", 1990. 2. 9. Ibid, "Prospectus", p. 66. 及び pp. 92-93. ちなみに、従業員で株を購入した者は37,488人で全従業員数44,070人の約85%にあたる。
- (8) Financial Times, 1989. 11. 23. Financial Times, 1989. 12. 7. なお、プレミアムについては、シティは一貫して、100ペンスにつき20—25ペンスを見込んで

いた。政府のマイケル・ハワードも、株価は第一回分割払いの時点で150ポイントに上昇すると予想していた。政府とシティが一体となって価格形成を誘導した疑いがある。

- (9) Financial Times, 1989. 12. 13. なお、水産業を代表する企業として、FT-SE 100にチームズが選ばれた。
- (10) Financial Times, 1989. 11. 23. ここでいう売り出し費用には、オファーに関係する全費用—アドバイス、マーケティング、印刷、その他—が含まれている。それにしても、費用額は、86年のブリッティッシュ・ガスの1,800万ポンドと比べると、3倍強の水準にある。
- (11) Financial Times, 1989. 12. 6.
- (12) Observer, 1989. 7. 2.
- (13) Financial Times, 1989. 12. 7.
- (14) Ibid, "Privatization and the Public Sector", p. 72. 新中産階級の形成が、株主の増大、持家率の上昇等、数値で窺える。
- (15) Financial Times, 1989. 12. 6. Financial Times, 1989. 12. 13.
- (16) Financial Times, 1989. 12. 19.
- (17) リヨネのプロフィールを簡単に紹介しておく。1)主要活動領域。水供給事業における広範囲にわたる技術、サービスの提供(水資源調査、配水、廃水処理、施設建設、等)、廃棄物処理事業(装置、収集、エネルギー転換、環境保全、等)、エネルギー技術(地域暖房システム、エネルギーの配分、保存等)。水処理施設で世界第一位、配水で二位、廃棄物処理でヨーロッパ第一位、葬儀サービスでフランス第一位。最近は、ケーブルTV、健康・レジャー産業に進出している。2)従業員数。37,000人。3)年間売上高の分類。水関係—42.0%、廃棄物関係—10.9%、エネルギー技術関係—18.6%、葬儀サービス関係—13.6%、アメリカでの販売高—9.6%、その他—5.3%。4)株主構成。スエズ(Compagnie Financiere de Suez) 19%、パリ保険会社(Union des Assurances de Paris) 10%、リヨネ投資信託会社(Credit Lyonnais Investissements) 7%、ジェネラル・ダグニョア(Sociedad General de Aguas de Barcelona) 3%。5)主要子会社。国内に約10社、海外に約15社。6)投資計画。資本費用と買収費用で、88年は27億フラン。7)研究開発体制。R&Dに積極的で、とくに水の浄化フィルター、水処理のオートメ化、オゾン生成、バイオを使った水質純化、おいしい水の開発、等に力を注いでいる。8)経営指標。表1参照。
- “FRENCH COMPANY HANDBOOK 1989”, PP. 74-75.
- (18) アングリアンは、合併事業や事業提携の可能性をめぐって、90年3月にリヨネと話し合いを持ちたいと発表した。The Times, 1990. 1. 10.
- (19) 特別株(special share)とは、英国政府の担当大臣のみが所有できる株で、その権利は、それが適用されている会社間で若干異なる。一株主が保有できる株式について議決権付発行済株式総数の一定比率(通常15%)を越えてはならないという上

限を定款で定めている会社の特別株は、それが定款の変更、削除等に唯一有効な発言力を持つ株式であることから、国益に反するような TOB や買収を防御する機能をはたす。リドレーは、EC委との関係、資本市場の自由化の推進からも、国策企業(B. T. C&W等)以外には特別株を保有したくないと語っている。The Times, 1989. 12. 14. また、下院での民営化株の政府保有状況についての質問にたいして、政府の側は、10社の水事業会社の売却残余株は特別株を含め今後も保有し続けるが、株数の正確かつ詳細な数字は明かにできないと答えている。“Water Bulletin”, 1990. 1. 5. 特別株については、Ibid, “Prospectus”, pp. 64-65. を参照。

(20) Financial Times, 1989. 12. 19.

(21) Financial Times, 1989. 12. 19.

(22) JOHN SCOTT, “Capital Property and Financial Power” pp. 39-45.

(23) Financial Times, 1990. 1. 9.

(24) Financial Times, 1990. 2. 17.

(25) ブイグは、フランス最大、世界でもトップクラスの建設会社で、不動産開発、建材、石油採掘、テレビ局も経営する多角企業である。創業は1952年、フランス・ブイグが創設した建設会社にはじまり、70年代に多角化を実現し、86年に道路建設のフランス最大手の Screg グループを買収して業績を大きく伸ばした。主力の建設部門は、建造物、公共事業、道路などが中心、ヨーロッパ規模で事業展開しており、英仏海峡トンネル計画にも参加している。基本的な経営指標をあげると、資本金 1,289.1 \$m, (ヨーロッパ275位) 売上高 7,160.0 \$m (同, 51位), 税引き前利益 179.5 \$m, 資本収益率6.7%, 総資産 1,141 \$m 従業員数63,225人 (1988年12月31日現在)。『外国企業年鑑』(日本経済新聞社) p. 2, FT TOP 500/Financial Times, 1989. 12. 19.

(26) サウアーは、サザーンと廃水処理で合併事業を行っている。Financial Times, 1990. 1. 9.

(27) “Water Bulletin”, 1990. 5. 18. Ibid, 1990. 6. 1.

(28) Financial Times, 1990. 3. 26. “Water Bulletin”, 1990. 5. 4.

(29) イギリス政府は、本年2月下旬に、フランスのボトル飲料水メーカー・ベリエのボトル1,000万本を回収させる措置を講じた。ガンになる化学薬品(ベンゼン)がEC基準の3倍も含まれているというのが、その理由である。これにより、ベリエ側は何百万ポンドもの損害がでたと発表した。時期が時期だけに、純粋な水質規制の問題というより、かなり政治的色彩の強い事件と考えられる。英政府のフランス側への不快の念の表現と読めなくもないのである。“WATER BULLETIN”, 1990. 2. 23.

(30) その後ジェネラルは、自己のフランス水道子会社 OTV (Omnium de Traitements et de Valorisation) を通じて法定水道会社ノーウェスト・ホルスト(Norwest Holst) と資本折半で、本年2月に廃水処理技術と施設建設のための株式会社 GWP (General Water Processes) を設立し、3月には、有力な病院グループ

AMIヘルスケアの多数株を取得している。M&Aの形態（ジョイントベンチャー）も対象（非水事業会社）も、間接的なものになっている。“WATER BULLETIN”, 1990. 3. 2. IBID, 1990. 3. 16.

③) “Water Bulletin”, 1990. 3. 30.

表 1 リヨネの業績と財務指標 (連結ベース)

単位: 百万フラン (但し, \$1987はドル表示)

	1983	1984 <sup>(4)</sup>	1985	1986	1987	\$1987	1988
Total revenues	11,802	13,503	14,756	15,696	16,840	\$ 3,154	Full-year consolidated revenues:
% change	+ 29%	+14.4%	+ 9.3%	+ 6.4%	+ 7.3%		+ 11.7%;
% international	30%	32%	26%	23%	22%		group's share of
Operating income	505	591	880	994	986	\$ 185	consolidated
Cash flow	899	1,091	1,283	1,561	1,862	\$ 349	profits: + 26%.
Net income <sup>(1)</sup>	164	149	280	370	439	\$ 82	Proposed
Working capital	1,771	2,184	2,791	4,250	3,794	\$ 710	payout after
Equity investments	516	1,012	832	176	295	\$ 55	1-for-10 free share
Total assets	14,767	16,756	18,622	21,026	24,556	\$ 4,599	distribution:
Long-term debt	1,439	1,710	2,432	2,108	1,708	\$ 320	+ 16.6%.
Stockholders' equity <sup>(2)</sup>	1,721	2,260	2,198	3,031	3,401	\$ 637	Jan. 1 through Dec. 31 share price range:
Number of shares outstanding	3,472,645	3,754,175	3,839,902	4,607,982	5,158,517		FRF 1,575/950.
Price range	high 799	871	1,147	1,600	1,815	\$ 340	Feb. 15, 1989
low 390	609	667	1,008	80.37	1,020	\$ 191	share price:
Earnings per share	47.32	39.63	72.87	16.2	85.09	\$ 15.95	FRF 1,580.
Price/earnings ratio <sup>(3)</sup>	12.5	17.3	11.5	16.2	16.7		
Dividend per share	31	22	29	30	32	\$ 6	
Book value per share <sup>(2)</sup>	495	602	572	658	659	\$ 123	

Notes: (1) excluding minority interests

(2) excluding net income

(3) based on average yearly price

(4) certain figures not fully comparable to previous year due to use of New Accounting Plan

## 7. おわりに

90年上半期になっても、イギリスの景気は好転しなかった。小売物価は3月になっても対前年同期比8.1%で、1、2月とほぼ同水準の高い上昇率を示し、賃金も、英国産業連盟(CBI)の期待を裏切り、9%台の高いベアーを記録した。ポンドの対マルク相場は軟化したものの、貿易収支に目立った影響はなく、相変わらず赤字基調(89年の赤字額は230億ポンド)が続いている。<sup>(1)</sup> 3月21日に発表された「財政・予算白書」(レッドペーパー)によれば、90年の経済見通しは極めて暗いものになっている。GDPでみた経済成長率は89年の2.25%から1%に落込み、<sup>(2)</sup> 国内需要、個人消費ともに振るわず、設備投資は89年には3.75%増に落ちたが、90年にはマイナス成長( $\Delta 1.25\%$ )になるのではないかと見られている。CBIの産業動向調査も、楽観主義が影をひそめ、投資意欲が減退していると警告している。<sup>(3)</sup> とくに問題になるのは、インフレと失業の動向であるが、前者に関しては、ポンドの軟化による輸入製品、ことに農産物の上昇、電気料金、運賃等公共料金の値上げ、ユニット・レイバーコストの高騰、コミュニティ・チャージの影響、モーゲージレートの上昇<sup>(4)</sup> 等で、この夏には二桁のインフレが起こるのではないかと心配されている。<sup>(5)</sup> 後者に関しては、89年のようなGDPの伸びが見込まれないことから、失業人口の増加が懸念されている。インフレ—金利高—国際競争力の低下—輸入増—国際収支の悪化という悪循環を断つには、まず何といてもインフレを抑える以外にない。そこで、メジャー蔵相は、高金利政策の継続を強く主張し、貨幣発行高を減らし、公共投資を抑え、マネタリズム—サプライサイドの立場から政策を展開しインフレと戦うと宣言しているのである。だが、高金利政策は、ポンド相場が早期に輸出力を回復させる水準に落ち着くのを阻害し、かえって設備投資、個人消費の需要を減退させ、リセッションを長期化させる原因ともなっているのである。

したがって、シティがもしニューヨーク、東京と連動して株式不況に見舞われるような事態が生じ、水道株をはじめ民営化株が暴落するようなことがあれば、サッチャー政権は危機に直面せざるをえないと考えられる。そして、87年のブラックマンデーを想起するもでもなく、そのような事態は十分に起こりえるのである。実際、2月、3月には、東京、ニューヨークの影響を受けて、シティの株式市況は低迷し、さしもの人気で湧いた水道株も3月中旬には「ドライランド」に乗り上げてしまった。水道株の平均値を示すパッケージ株は、155—165ペンスの水準（最高値 175 ペンス）から 152 ペンスに、高配当で人気を呼び高値 203 ペンスを記録したサウスウェストは 169 ペンスに値を下げたのである。<sup>(6)</sup> ザ・タイムズは、この原因を、労働党がポールタックスで勢力を拡大していること、またサウス・スタンフォードシャーの補選で労働党が圧勝したこと、95年以降に配当を犠牲に価格規制を行う恐れがあるという噂が市場に流れたこと、および今後の資本費用の支出計画に必要な資金繰りに不安がでてきたことに求め、いずれも株主にとってはそう本質的な問題ではないので、パニックを起こさないようにと説いた。<sup>(7)</sup> だが、現時点では、水道株抱えている政治銘柄的な性格と並んで、イギリスの景気状態が、またシティが強い影響を受ける日本、アメリカ、ECの証券・金融市場の動向が、重要な問題となっているのである。

水事業の民営化は、もともと国民の8割の反対を押し切って強引に行ったものだけに、株式市況如何では、サッチャーは最後の支持者（株を購入した中産層）を失いかねないことを指摘してきた。だが、政府に立ちはだかった問題はそれだけではない。大方の国民が民営化前に心配していたように、<sup>(8)</sup> 今年に入り、水道料金の値上げが立て続けに発表されたのである。まず、2月7日に法定水道会社が、飲料水の水質改善にかかる費用を盛り込んだ、いわゆるKファクターに基づく新しい料金体系を申請した。<sup>(9)</sup> その内容は4社に1社はむこう3年間で58%以上の料金引き上げを行うというものであった。この申請にたい

する政府の答えは、インフレ問題が深刻になっているので、許容値上げ率は年6.5%までというものであった。値上げを申請したのは、法定水道会社だけではない。また、時期をほぼ同じくして2月下旬までには、民営化された水事業会社も、立て続けにインフラトラクチュアへの投資費用を盛り込んだ、<sup>40</sup>上下水道の新料金体系（ノーサンブリアンが一番安く年351ポンド、ウェセックスが一番高く1,534ポンド）を発表した。予期されていたとはいえ、早期の、しかも高率の水道料金の値上げは、それでなくてもインフレに悩まされている国民生活に一層の追い打ちをかけるものとして大衆の反発を買い、議会で激しい論戦を引き起こすことになった。下院での労働党党首ネイル・キノック（Neil Kinnock）の値上げ批判にたいし、サッチャーは次のように反論し、値上げを正当化した。「われわれは、環境問題とも絡んで、良質な水を要求してきた。だが、飲料水の水質を改善するにはいうまでもなくコストがかかる。それは使用者が負担してしかるべきではないか（受益者負担原則）。一方で良質な水を要求しておいて、料金の値上げはいやだというのはおかしいのではないか」と。<sup>41</sup>ここには、ナショナル・ミニマムないしシビル・ミニマムにたいし、すなわち良質、安全な飲料水の供給にたいし、政府はそれなりの責任を有しているという思想は一片もない。国民はこのような考え方に強く反発していたのである。まず、激しい値上げ反対運動が、とくに住宅を購入、新築した者の間から沸き起こった。このままでは破産しかねないとの悲鳴に近い声であり、それが持ち家層全体に急速に広がっていった。この値上げ反対運動を支持したのが、住宅建設協会（The Housebuilders Federation）である。協会は、彼らを救済するために、値上げの見送りまたは1年延期を、水事業界と政府に申し込むことになった。高金利で受注が落ち込んでいるのに、そのうえ水道料金まで値上げをされたら、住宅需要は一層落ち込むというのである。マスター・ビルダーズ連盟もこれに加わり住宅大臣に値上げ延期を、要求した。<sup>42</sup>こうして、水事業の民営化と料金値上げにたいする不信と怒りは全国的規模で広がり、人頭

税反対運動とも合流して、国民のサッチャー離れが一層進んだのである。

また、この水道民営化批判は、国民の環境問題、健康・医療問題に対するサッチャー政権批判とも重なっていた。この分野ではすでに多くの EC ディレクティブがだされているが、サッチャーがそれを厳格に実施するつもりがあるのか、国民の多くはいぶかっていた。労働党は提出された環境保護法案 (Environmental Protection Bill) にたいし、何よりも水質汚染問題を重視すべきだとし、工業廃水と家庭廃水の分離、動物のし尿処理基準の設置、下水汚染と化学物質汚染にたいする新しい基準の設置、EC の飲料水基準に関する指令の早期実施等、を主張していた。とくに、家庭廃水・工場廃水の河口への排出、有害化学物質やスラッジ (泥状の工業廃物) の近海投棄等への規制が十分ではなく、河川、海水浴場の水質で、NRA と EC の基準を満たしていないとし、この点を強く批判した。加えて、ゴミ消却炉問題で国民的なコンセンサスを得ていないこと、環境汚染者にたいする罰則が十分でないこと、環境アセスメント規則の実施を監視する主体、機関が明確にされていないことを指摘し、政府案全体を内容のないザル法と批判し、その修正か、廃案を迫ることになった。<sup>43</sup> また、労働党は去年から政府の国民医療サービス及び地域医療ケアの「改正」案 (Notional Health Service and Community Care Bill, 以下 NHS と略す) に対して反対してきたが、本年 2 月末に、延べ 110 時間にわたる議会での論戦が終わると即座に政府案にたいし修正案を示し、政府の追撃に入った。批判の要点は、1) 患者が病院で診察拒否をされないという保証がないこと、2) 地域病院が患者を選択するという問題について、住民には知らせていないこと、3) 通える病院を患者側が選択できなくなること、4) 地域のヘルスケアへのアクセスが保証されていないこと、5) 老人や不具者が看護サービスを受ける場合、選択が許されないこと、6) 地域看護を行うための自治体の財源が保証されていないこと、の 6 点である。<sup>44</sup> NHS をめぐる与野党の攻防が続かなかで、3 月下旬には、社会福祉担当官協会 (The Association of Social

Services) から、次のような調査結果が発表された。地方自治体の3つに1つは福祉サービスをカットするか、その発展をストップさせることになる。したがって、そこでは老人や精神障害者への福祉が削減され、孤児院が開鎖されることになる。また、それだけではなく、自治体の4分の3は政府の地域医療ケア政策を実施するための資金にも不足を来すことになるが、その原因の一つはポール・タックスに、もう一つは政府の地域医療ケアの軽視にあるというのである。健康保険省 (Department of Health) は、この報告書に激怒し、それを打ち消した。だが、担当官は、政府が地方議会にポールタックスのレートを低めに抑えるようプレッシャーをかけているため、地方自治体は福祉を削減せざるをえなくなっているのだと保険省に反論し、<sup>40</sup> 国民のこの問題にたいする不安を煽りたてることになった。ザ・タイムズは2月の時点でギャラップ調査に基づき、ポール・タックスだけではなく、インフレ・高金利と貧弱な NHS 改革が更に保守党への支持を突き崩すであろうと予想したが、<sup>41</sup> それは、すでに第一章でみたように、本年5月の地方選挙で見事に立証されたのである。

サッチャー政権は行き詰まっている。経済問題では再発したスタグフレーションに有効な対策を講じられず、EC問題でも四面楚歌の状態に追いやられている。また、世界的に関心が高まっている環境問題でも、国際的には前向きな姿勢を見せてはいるものの、国民には不信の眼で捉えられているというのが実状である。そして、国民のサッチャー離れを決定的にしたのがポール・タックスであり、アメリカの新聞がいうように、いまや政権は浮揚力を失った「レイムダック」となりつつある。<sup>42</sup> もし、サッチャー政権が、このまま沈むようなことがあれば、挫折の最大の原因の一つは、水道民営化に代表される公共政策の放棄ないし福祉国家の解体にあったと見なければならぬ。水道民営化は、サッチャーの経済政策の精華（世界的に実例がないという点では、民営化路線の頂点を極めた政策）であり、上述した問題の全てと密接に関連した政策であ

ったからである。そして、この水道事業の民営化は、従来にはなかった新しい課題をわれわれに突きつけている。もはや公共性、公益性の概念を従来の国民国家の主権概念と切り離して考える時代が到来したのではないか、という問題がそれである。われわれは、今後サッチャーが政権を維持できるのか否か、その成行きを注目しなければならないが、それとは別に、この民営化のもつ歴史的意義を明確にしておく必要がある。それは、資本主義が新しい局面に入っていることを示す、大きな実験であったといつてよい。近代を切り開いたヨーロッパの国民国家がその歴史的使命を終了させつつあること、それは従来のままでは政治経済的にみてアメリカ、日本に対抗できないことは、もはや誰の眼にも明かであった。そこでヨーロッパの新たな模索が始まったわけだが、その路線には、政治路線、経済路線の二通りの道があった。前者はドロールがイニシアティブを發揮した E C 統合=欧州合衆国構想であり、後者はサッチャーが徹底追求した経済自由化路線である。E C 統合が主権をより広域に拡大し、既存の国民国家を構成分子として地域化する試みであるとすれば、サッチャーリズムはそれとは逆方向の道で、すなわち既存の国家機能の一部を資本に譲渡し、自らは抽象的主権=小さな政府に留まるという試みを極限まで推し進めるといふやり方で、ヨーロッパの再生という同じ難問に対処しているとも解釈できるのである。どちらの路線が21世紀のヨーロッパを規定することになるのか、ここ数年で結論がでる筈である。

注(1) The Times, 1990. 3. 13. Ibid, 1990. 3. 20.

(2) 1990年6月11日に E C 委員会が纏めた今年の経済見通しでも、GDP の伸び率は E C 平均で 3% を見込まれているのにたいし、イギリスは、ギリシャと並んで、1.5% と最下位の成長率しか予測されていない。日本経済新聞, 1990. 6. 12.

(3) The Times, 1990. 3. 21.

(4) The Times, 1990. 2. 22.

(5) The Times, 1990. 3. 21. Ibid, 1990. 3. 22.

(6) 表 1 参照。

(7) The Times, 1990. 3. 19.

- (8) オブザーバーの世論調査では、85%の人々が民営化後に料金が上がると予想していた。料金が下がると答えた者は3%しかいなかった。Observer, 1989. 7. 2.
- (9) 表2参照。
- (10) 表3参照。
- (11) The Times, 1990. 2. 28.
- (12) The Times, 1990. 4. 14.
- (13) 「ウォーター・ブレティン」の以下の号の議会情報による。“Water Bulletin”, 1990. 1. 5. IBID. 1990. 1. 12. IBID. 1990. 1. 19. 1990. 1. 26. IBID, 1990. 2. 2. IBID, 1990. 2. 9. IBID, 1990. 2. 16. IBID, 1990. 2. 23. IBID, 1990. 3. 2. IBID, 1990. 3. 9. IBID, 1990. 3. 16. IBID, 1990. 3. 23.
- (14) The Times, 1990. 2. 28. なおNHK取材班『影の内閣』（日本放送出版協会）をも参照のこと。
- (15) The Times, 1990. 3. 24.
- (16) The Times, 1990. 2. 6.
- (17) 内閣での、「サッチャー政権11年の最大の危機」（保守党議長、ベイカーの発言）、「政権は方向と目的を見失った」（ノーマン・テビット）といった政権が「死に体」になっていることを窺わせる発言にたいし、サッチャーは聞き流していたが、本年5月のバミューダでの米英サミットに際し、アメリカの報道機関に「レイムダック」よぼりされたことは、サッチャーにはひどくこたえたようである。彼女は「国民はサッチャーを見捨てた」という報道に、人頭税の暴動騒ぎはごく一部のアナーキスト、革命家によるものであると強く反発した。The Times, 1990. 2. 27. Ibid, 1990. 2. 28. Ibid, 1990. 4. 13.

(1990年6月10日、脱稿)

表 1 水事業会社の各月末の株価

会社名	資本金額	12月 月末株価			1月 月末株価			2月 月末株価			
		最高値	最安値	買い 売 り 値 (£)	最高値	最安値	買い 売 り 値 (£)	最高値	最安値	買い 売 り 値 (£)	
Anglian Water	446.4m	168	100	162	163	174	175	180 <sup>1/2</sup>	100	178	180
Northumbrian	98.2m	172	100	169	172	180	180	184	190	184	187
North West	494.6m	147 <sup>1/2</sup>	100	146	148	184	158	172	100	165	167
Sewern Trent	449.1m	144	100	140	141	157 <sup>1/2</sup>	145	160	100	147	149
Strrn Water	204.6m	153	100	147	149	162	157	162	100	150	154
South West	177.2m	169	100	167	170	183	180	183	202	189	193
Thames Water	495.6m	156	100	154	155	167 <sup>1/2</sup>	156	171	100	163	165
Weish Water	216.1m	154	100	150	153	175	173	196	100	183	187
Wessex Water	142.6m	167	100	162	164	180	175	178	189	182	185
Yorkshire Water	280.9m	170	100	167	170	182	177	180	189	185	187
Package Unit	—	1,560	1,000	1,550	—	1,870	1,000	1,635	1,755	1,000	1,693
会社名	資本金額	3月 月末株価			4月 月末株価			5月 月末株価			
		最高値	最安値	買い 売 り 値 (£)	最高値	最安値	買い 売 り 値 (£)	最高値	最安値	買い 売 り 値 (£)	
Anglian Water	446.4m	180 <sup>1/2</sup>	100	162	164	151 <sup>1/2</sup>	164	180 <sup>1/2</sup>	140 <sup>1/2</sup>	164	166
Northumbrian	98.2m	190	100	167	170	150	172	190	146	172	175
North West	494.6m	172	100	160	162	139	159	172	137	159	160
Sewern Trent	449.1m	160	100	134	136	127	136	160	123	136	138
Strrn Water	204.6m	171	100	140	145	125	125	171	120	136	138
South West	177.2m	202	100	160	165	145	169	202	141	169	172
Thames Water	495.6m	171	100	147	149	129	129	171	127	146	148
Weish Water	216.1m	196	100	170	174	150	150	196	142	169	173
Wessex Water	142.6m	189	100	153	155	139	139	189	137	164	168
Yorkshire Water	280.9m	196	100	168	172	143	143	196	142	162	166
Package Unit	—	1,755	1,000	1,538	—	1,373	1,000	1,553	1,000	1,553	—

出典: "The Times", 'Equities mark time'

表 2 法定水道会社の水道料金値上げ率、今後10年の予定限界値 (1990年2月7日発表)

Companies	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	Each year from 1996 to 2000	
Bournemouth	18.5	18.5	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
Bristol	5.0	5.0	4.0	4.0	2.0	2.0	2.0	
Cambridge	12.0	10.0	8.0	0.0	0.0	0.0	-2.0	
Chester*	4.5	4.5	4.5	1.0	1.0	1.0	1.0	
Cholderton*	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	
Colne Valley	10.0	10.0	10.0	7.5	7.5	1.0	1.0	
E Anglian	19.0	13.0	13.0	13.0	3.0	1.0	1.0	
E Surrey	16.5	16.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
E Worcs	25.0	11.0	11.0	11.0	-1.0	-1.0	-1.0	
Eastbourne	20.0	20.0	2.5	2.5	2.5	0.0	0.0	
Essex	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	4.5	4.5	
Folkestone	18.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	0.0	
Hartlepoons*	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
Lea Valley	7.5	7.5	7.5	7.5	2.5	2.5	0.0	
Mid Kent	9.0	9.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
Mid Southern	11.5	11.5	10.0	4.0	4.0	4.0	0.0	
Mid Sussex				これから発表				
Newcastle	8.0	8.0	8.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
N Surrey*	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	2.0	2.0	
Portsmouth*	5.5	5.5	5.5	5.5	2.0	2.0	2.0	
Rickmansworth	9.5	9.5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
S Staffs	5.0	5.0	5.5	3.0	3.0	2.0	2.0	
Sunderland	7.5	7.5	7.5	5.0	5.0	2.0	2.0	
Sutton	12.5	10.5	8.5	8.5	3.5	3.5	3.5	
Tendring Hdred	22.5	22.5	13.0	13.0	2.5	2.5	2.5	
W Hampshire	7.5	7.5	7.5	7.5	5.5	5.5	5.5	
W Kent	20.0	20.0	4.0	4.0	-1.5	-1.5	-1.5	
Wrexham*	15.0	15.0	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
York*	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	

出典；“Water Bulletin”，1990. 2. 16.

表 3 水事業会社のインフラ費用を盛りこんだ新しい料金体系  
(1990-91年の価格)

	Water £	Sewerage £
Anglian Water Services Limited	479	597
Southern Water Services Limited	365	485
Thames Water Utilities Limited	43	337
Yorkshire Water Services Limited	529	626
Northumbrian Water Limited	111	240
North West Water Limited	198	338
Severn Trent Water Limited	498	356
South West Water Services Limite	654	557
Dwr Cymru Cyfyngedig	259	332
Wessex Water Servies Limited	551	983

法定水道会社の同様の料金体系 (1990-91年の価格)

	£
Bournemouth	1,000
Bristol	439
Cambridge	1,000
Cholderton	201
Colne Valley	435
East Anglian	1,000
Eastbourne	1,000
East Surrey	251
East Worcestershire	576
Essex	404
Folkestone	998
Hartlepool	252
Lee Valley	808
Mid Kent	1,000
Mid Sussex	1,392
Mid Southern	700
Newcastel	216
North Surrey	392
Portsmouth	358
Rickmansworth	395
South Staffs	606
Sunderland	485
Sutton	254
Tendring Hundred	1,000
West Hampshire	868
West Kent	834
York	222
Chester	758
Wrexham	390
Average	593

計画中

出典：Water Bulletin 9 March 1990